

参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和五十二年四月十九日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月八日

辞任

宮田 輝君

後藤 正夫君

安孫子藤吉君

斎藤栄三郎君

山崎 竜男君

福井 勇君

目黒今朝次郎君

対馬 孝且君

野田 哲君

辞任

相沢 武彦君

向井 長年君

四月十二日

辞任

初村滝一郎君

四月十三日

辞任

川野辺 静君

四月十四日

辞任

初村滝一郎君

中尾 辰義君

四月十六日

辞任

稲嶺 一郎君

四月十九日

辞任

補欠選任

補欠選任

塚田十一郎君

細川 護熙君

山内 一郎君

岩上 妙子君

梶木 又三君

佐多 宗二君

前川 且君

川村 清一君

工藤 良平君

補欠選任

中尾 辰義君

藤井 恒男君

補欠選任

川野辺 静君

補欠選任

初村滝一郎君

補欠選任

稲嶺 一郎君

相沢 武彦君

補欠選任

初村滝一郎君

補欠選任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岩上 妙子君
梶木 又三君
佐多 宗二君
坂元 親男君
藤井 恒男君

橋 直治君

鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君

大島 友治君

佐々木 満君

佐藤 信二君

斎藤栄三郎君

菅野 儀作君

塚田十一郎君

初村滝一郎君

福井 勇君

相沢 武彦君

塚田 大願君

向井 長年君

喜屋武眞榮君

鈴木 善幸君

片山 正英君

澤邊 守君

川田 則雄君

森 整治君

國務大臣
農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房技

術審議官

農林省構造改善

局長

説明員

農林省農蚕園芸 堀川 春彦君
局長
農林水産技術会 下浦 静平君
議事局長
水産庁長官 岡安 誠君
事務局長
常任委員会専門 竹中 譲君
員

文部省初等中等 久保庭信一君
教育局職業教育 課長

本日の會議に付した案件

○農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、宮田輝君、後藤正夫君、安孫子藤吉君、斎藤栄三郎君、山崎竜男君、福井勇君、目黒今朝次郎君、対馬孝且君及び野田哲君が委員を辞任され、その補欠として塚田十一郎君、細川護熙君、山内一郎君、岩上妙子君、梶木又三君、佐多宗二君、前川且君、川村清一君及び工藤良平君が選任されました。

また、本日、藤井恒男君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(橋直治君) 鈴木農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許しま

す。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先般、参議院におかれまして全会一致で日ソ漁業交渉に対する御決議を賜り、また超党派の御鞭撻、御支援をいただき、また国民世論も一致結束してこの日ソ交渉の強力なわが方の主張を貫くべきである、こういう御鞭撻をちょうだいいたしまして、私もできるだけ早期にこの問題を解決をしたいということで再度訪ソをいたしました。代表団の諸君とともに今日まで努力をいたしましたわけでございますが、私の微力のいたすところ、最終的な結論を得ないで今回交渉を一時休止をして帰ってまいりました。ございまして、この点、まことに国民の皆さんに對しましても申しわけなく存じておる次第でございます。心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

この際、日ソ交渉の今日までの経過につきまして、御報告を申し上げたいと存じます。

代表団の諸君は、三月三日の鈴木・イシコフ合意事項、これを基礎にいたしましてソ側と交渉を熱心に進めてまいったわけでございますが、当初、日本の国会の都合等もあるということ、政府間の行政取り決めで暫定的にやっております、長期協定は、これは一九七七年の十二月三十一日までの間に締結をして、そして日ソの恒久的な漁業関係の新しい秩序を確立をしたい、こういう方針でやったわけでございますが、しかるところソ連側は、行政協定ではだめだ、どうしてもソ連の設定をしたところの二百海里水域に對しては主権的権利を行使すると、こういう強い態度でございまして、結局交渉は中断をいたしておったわけでございます。

そこで、福田総理は園田官房長官を特使として派遣をいたしまして、親書をブレジネフ書記長並びにコスイギン首相に伝達をし、大局的な立場か

いろいろな話し合いをいたしました結果、会談は幸いに再開することになり、私もインコフ大臣と四回にわたって個別会談を行ひまして、鋭意残された懸案の打開に努めたわけでございます。

現在、この交渉の結果、協定文の第一条——これは幹部会令の適用の海域を規定する条項でございます。この第一条と、それからわが国が二百海里水域を設定をし、また新しい領海三海里を十二海里にするという国会で御審議をただいまお願い申し上げております新領海法、この設定を前提といたしまして、ソ側がわが方の海域に入漁をしまゐる、これを規定するのが第二条でございます。つまり、わが国の漁船がソ連の二百海里水域に入漁をするかわりに、日本がそういう新しい漁業水域を設定した場合にその見返りとして入漁をする権利を留保すると、こういうことを規定するのが第二条でございます。この第一条、第二条を除きまして、その他の条項は全部合意をいたしました。その成文化も全部完了いたしております。また、その実施の細目を規定いたしますところの付属書、これも全部合意いたしました。成文化も完了いたしておりますわけでございます。したがって、現段階におきましては、一条の問題、二条の問題を除きまして、全部条約文の方も付属協定書の方も合意が成立をしておると、こういうことでございます。

第二条の問題につきましては、インコフ大臣と私との間には意見が一致を見ておるわけでございまして、成文化の作業が実務者の間で行われまして、いろいろ法制のたてまえがソ側と日本側が違ふという事情もありまして、成文化に手間取っておりますという状況でございますが、これはインコフ漁業大臣も、もう基本的には両大臣の間で合意されておることであるから、成文化に若干時間がかかっても必ずこの問題は解決をするであらうと、こゝインコフ大臣も言っておるような状況でございます。残された問題は第一条の問題、こういうことに相なるわけでございます。

そこで、御説明の順序として第二条からお話を

申し上げるわけでございますが、ソ連の法制では、ソ連邦沿岸の基線から二百海里の水域、これが幹部会令の適用を受けるところの漁業専管水域である、その漁業専管水域の中に十二海里の領海が存在をする、こういうたてまえになっておるわけでございます。したがって、漁業専管水域でございますから、漁業協定によつては十二海里の中といえども外国の漁船が入漁できる、こういう法制の仕組みになっておるわけでございます。しかるに、わが方のたてまえは、十二海里、これは領海である、領土の延長である、したがって十二海里の中には外国漁船は一切入漁を認めない、その十二海里の外百八十八海里がいわゆる漁業水域でございます。これは協定によつて実績等勘案をして外国漁船の入漁も認められる、こういうたてまえになっております。

そういうようなことで、ソ側の二百海里制度というものを前提として第二条の問題を検討してまいりますと、沿岸の基線から二百海里の間には協定のやり方によつては入漁が認められる、こういうことになりまして、わが方の二百海里の漁業水域法というものを前提として協定を結ぶとすると、十二海里の外百八十八海里だけについての入漁の協定しかできない。こういうことで、どうもその辺がなかなか合わないわけでございまして、

それに、向こう側としては、いろいろここに三十二海里の間の実績の問題等も考慮の中にございまして、向こうとしては何とか特別な協定によつて、協定さえできれば三十二海里にも入れようという弾力的な漁業協定にしておきたい、こういうねらいがあるようでございます。しかし、私はわが国の事情等を十分説明をいたしまして、絶対に三十二海里の中には外国漁船は入れない、いままでソ連が実績を持っておるところの三十二海里の間のイリシ、サバ等の実績は、これは十二海里の外百八十八海里の実績評価の一つのその中に加算することは認めるけれども、しかし三十二海里の中には一切入漁は認めないと、こういうこ

とでこの点は合意をいたしております。合意はいたしておりますが、先ほど申し上げましたような事情でその法文化の問題で若干手間取っております、こういうことでございます。

第一条の問題は、御承知のように、ソ連の關係會議の決定の海域ということになりますと、新聞に一時報道されましたような線引きというものが北方四島を抱え込んだ形で行われると、こういうことでございまして、私はそういうふうなことは断じて日本としては認めるわけにはいかない。さきの三月三日の鈴木・インコフ合意書簡、これは兩國の責任者が合意したことであるから、その海域の表現をそのまま協定文に移しかえるべきであると、こういう主張をいたしました、なかなかこれが平行線でありだに一致をしない、こういう状況にございます。

私は、この漁業協定に臨みましての基本的な私の方針、姿勢をいたしまして、ソ連の二百海里のこの指定海域というものにつきましては、さきの一九七三年の田中・ブレジネフ会談における合意、つまり戦後未解決の問題を解決して日ソ平和条約の交渉を継続をする。つまり、あそこは戦後未解決の問題であると、こういう少なくとも今後の平和条約交渉、これにいささかの支障を来してはいけない、日本の立場を損ねるようなことがあってはいけない、これがわが国の民族的な悲願であると、こういう観点でこれを一歩も譲る考えはございません。

と同時に、私は北洋における伝統的な漁業実績、私は最近、伝統的な漁業実績ということでは表現が不十分だとさえ考えております。中雨米やあるいはアフリカ等に対して、日本が五年、十年の間に確保した実績というふうなものは北洋の状況は違ふ。徳川時代から明治、大正、昭和にかけて、百年以上の間、日本の漁民があらゆる困難を乗り越えてあの北洋の漁場というものは開拓をしてまいりました。まさにこれは北洋の漁業権益である、このように私は認識をいたしておるわけであります。でありますから、一方においては、

日ソ平和条約の交渉にいささかの支障を来してもいけない。一方において、われわれは、北洋における日本の漁業権益というものを守らなければいかぬと、こういう二つの命題を同時に解決をしたという基本的な立場で交渉をいたしておるわけであります。したがって、その妥結点を見出すというのは、交渉のその幅というのは非常に狭いわけでございますけれども、この狭い中にも困難な交渉ではありますけれども、私は決して不可能ではないと、こういう希望を持ちまして今後この打開に鋭意努力をしてみたい、こう考えております。

交渉は一応中断という形になっておりますけれども、インコフ漁業大臣が、ただいまEC、ノルウェー、デンマーク等との漁業交渉で出かけております。私もその間日本へ帰りまして、そうして領海十二海里法、漁業水域二百海里法、これを国会の皆さんの御理解、御協力のもとに早期にこれを成立をさせて、そうしてソ側と同じ条件、基礎の上に立つてこの問題に取り組みたい、このように考えておる次第でございます。五月の上旬に会談を再開するといふ確約もいたしておるわけでございまして、その際には三たび訪ソをいたしまして、何とか先ほど申し上げました基本方針に基づきまして決着をつけたい、こういう考えを持っておりますわけでございます。

以上が、日ソ交渉の経過の報告でございます。よろしくどうぞお願いいたします。(拍手)

○委員長(橋直治君) ありがとうございます。

○委員長(橋直治君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案の趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木農林大臣) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及

が主要内容を御説明申し上げます。

協同農業普及事業は、農民が農業及び農民生活に關する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるようになり、もって能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善に資することを目的として、昭和二十三年に発足したものであります。

本事業につきましては、発足以来三十年近くを経過し、その間時代の要請に応じて種々改善を圖つてまいりましたところですが、最近における農業及び農村をめぐる諸事情の変化にかんがみ、次代の農業を担うすぐれた農業後継者を育成するためには、他の諸施策と相まって、農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するのにふさわしい農業及び農民生活に關する技術、知識を付与するための研修教育を充実強化することが緊要な課題となっております。このため、この研修教育を協同農業普及事業として位置づける等速やかに本事業の改善充実を図る必要がありますので、今回この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、協同農業普及事業の拡充であります。すぐれた農業後継者を育成する見地から、都道府県の農民研修施設において農業後継者たる農村青少年を対象に実施する農業または農民生活の改善に關する研修教育を協同農業普及事業の内容として加え、新たにその運営費及び施設整備費を助成することとしたしております。

また、この措置に伴いまして、もっぱらこの研修教育に当たる改良普及員については、農民研修施設に附し、研修教育に当たることとすることができるといたしております。

第二は、協同農業普及事業に係る助成規定の整備であります。本事業は、都道府県が農林省と共同して行うという特殊な性格を有していることにかんがみ、本事業に係る国の補助金を協同農業普及事業負担金に改めることとしたものであります。

ます。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、国の助成を受けて都道府県に設置される特別会計の資金をもつて農業者に無利子の資金を貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として昭和三十一年に発足したものであります。

本制度につきましては、当初から設けられている技術導入資金のほか、昭和三十一年に新設された農家生活改善資金及び農業後継者育成資金の三資金が貸し付けの対象とされていましたが、借り受けの希望も多く、年々その貸し付け枠の拡大等制度の改善充実を圖つてきたところであります。近年、農業及びこれをめぐる諸情勢の著しい変化に対応して、優秀な農業後継者を育成確保すること等についての必要性が一層増大している事情にかんがみ、農業改良資金がねらいとする政策的効果を一層高めるため、農業後継者育成資金を重点として償還期間の延長を行う等制度の改善充実を図る必要がありますので、今回、本制度の改正を行うこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、技術導入資金に係る貸し付け限度の引き上げであります。従来、技術導入資金に係る貸付金の限度額は、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とされておりましたが、今回、これを百分の八十に引き上げることとしたしております。

第二は、貸付金の償還期間の延長であります。従来、農業改良資金の貸付金の償還期間は、最高五年とされておりましたが、今回、これを最高七

年に延長することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) 次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案の補足説明を聴取いたします。堀川農蚕園芸局長。

○政府委員(堀川春彦君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に協同農業普及事業の拡充であります。従来から協同農業普及事業では、農村青少年団体の指導者や普及職員に協力する農民を育成する事業の一環として、農村青少年に対し技術経営に關する研修やその自主的な集団活動の促進等の対策を講じてきたところでありますが、今回の改正はこうした対策に加え、すぐれた農業後継者を育成する見地から、都道府県の設置する一定の農民研修施設において農業後継者たる農村青少年に対して行う実践的な研修教育を協同農業普及事業として位置づけ、法に基づく国の助成措置を新たに講ずることによりその充実強化を図ろうとするものであります。

この農民研修施設につきましては、新規の開設も考えられますが、すでに相当数の道府県において設置されております既存の施設を母体とする場合が多いと考えます。いずれにしても、準備の整ったところから逐次体制の整備を圖つてまいり考へてまいります。

次にこの措置に伴いまして、もっぱらこの研修教育に当たる改良普及員については、農民研修施設に附し、研修教育に当たることとができるようにすることといたします。

現行法上、改良普及員は農業改良普及所に属

し、直接農民に接して普及指導に当たることとされておりますが、農民研修施設がすぐれた農業後継者の育成機関としてその機能を十分に發揮できるようにするためには、農業改良普及所との有機的な連携を強化するとともに、すぐれた指導職員を確保することが不可欠であり、このため、農業改良普及所における普及指導経験を通過して地域農業に精通するとともに、実践的な技術知識についてすぐれた指導力を有する改良普及員が、この農民研修施設に所屬し、指導職員として研修教育に当たることができるよういたしましたわけでありました。

第二に、協同農業普及事業に係る補助金を協同農業普及事業負担金に改めることといたします。本事業に係る国の支出金については、都道府県の行う事業に対して単なる奨励的な趣旨で交付するというものではなく、都道府県が農林省と共同して行うという特殊な性格を持つ協同農業普及事業に対して交付されるものでありますので、今回の改正によってその趣旨を鮮明にいたしましたものであります。

最後に、この法律の実施時期は、公布の日からといたしております。

以上をもちまして、農業改良助長法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(橋直治君) これより両案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 まず初めに、農業改良助長法について若干のお伺いをいたしたいわけですが、これは昭和二十三年に当時のGHQが勧告をして、あるいは指導してということになりましたか、設置されました。先ほど大臣が御説明のように三十年近くたったわけですが、その間の農業をめぐる、あるいは農業内部の大変な変化に際しまして、それの改正が行われてきた。いままた農業が大きな転機に來ていると思えますけれども、あるいは農業を取り巻く情勢が大きく変わろうとしている

の段階では明確に断言はできませんが、三千ないし四千名ということをもくろんでおるわけでございます。

したがって、後継者となつて就農される方のすべてをここに就農教育を行ふというところは、いまのところむずかしいというふうに思つております。ただ、これらの方が地域農業の中へ入つていきまして、そうしてその次の若い人たちに對するよい影響を与えるというようなことによつて、逐次この施設の整備を進めると並行いたしまして、この施設で研修を受ける方、卒業されて就農される方が長期的に見ればふえていくということを期待をいたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 その問題はまた後で伺いますけれども、新規の学卒者の就業状況を見ますと、女性、女性の流出が極端に大きいということですね。全体として非常に就農者が少ないわけですが、中でも女性の就業率がこれまた著しく低いということですね。ですから、五十年に一人程度の学卒者が就農をした。ところが、その中の女性というのは二〇%でありますね。ですから約八〇%というのは男性です。それから、女性の学卒者の流出というものが非常に大きいというところで、ところが五十年のセンサスによりますと、年間に百五十日以上農業に従事する基幹農業従事者というものは女性の方がはるかに多いんですね。で、十六から二十九という年代で見まして、女性の流出の方が多いですね。十六歳から二十九歳、三十歳から五十九歳、六十歳以上と、こう三段階に分けてその減少率を見ますと、この十六から二十九という若いところの減少が最も激しいわけですね。私はここで強調したいのは、女性の新規学卒者の就業というものが非常にまた低いということですね。これをどう考えているのか。

○政府委員(堀川春彦君) これはいろいろの理由があると思いますが、主たる理由は、これは新規学卒ですぐ就業される女性の方ということでございますので、恐らく女性の方がその家族農業を中

心となつて運営するといひますか、あるいは将来伴侶を得たとしてもやはり農業を続けていくという意思の方であらうというふうに思ふわけでございます。女性につきましても、婚姻の問題というのと職業の選択ということとはちよつと男性とは違つた面もあらうかと思ひますので、そういう事情がこういつた新規学卒の中で男性が八割に對して女性が二割だというような形になつて出ておるうかと思ひます。

そこで、やはり農業の後継者が農業を継いでさうして発展をしていただくというためには、男性であつた女性であつて、よき伴侶を得て農業を経営していく必要があるわけでございます。その場合に、女性側の方が結婚當時に農業についてない、あるいは新卒後直ちに農業にはついてないというやうな状況で、しかし最後の生活あるいは職業としては農業を選ぶ、結婚のときには農業を選ぶ、あるいは農家のうちに嫁さんに行くとか申しますか、平たく言えばさういふやうなこともあるわけでございます。そして、そのために若し結婚適齢期の女性にとつて農村の農業をやる男性がやはり魅力ある伴侶である、そのためにはやはり農業自体が希望の持てるものでなくてはならぬし、農村に住みよい農村でなくてはならぬ、農家家庭も健康で明るい農家生活が営まれていようにする必要がある、こういうふうな理屈としては考えられるわけでございます。

まあ男女が八対二ということ自体にいろいろとむずかしい問題を含んでおるうかと思ひますが、直ちに八対二であるから非常に悲観すべき状態だといふふうには一概にも言えないと存じます。現在、各県で置いておられます研修施設において、先ほど先生のおっしゃいました四千八百人ばかりの在籍生の中で女性の在籍生は約一五%でございます。私もこれはできるだけの新しい研修施設において、女性の方も農業を継いでいくんだ、あるいは農家に嫁ぐんだという意欲のある方をできるだけ多く収容いたしまして研修をしていただきたいものだというふうに考えておられて、そのため

の教科課程の編成等も今後各県とよく相談をしてやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、現状を見ました場合に、学卒者の中の女性の就業というものが極端に小さい。八対二という、男性が八に對して女性が二だといふその現状から見た場合に、それは農業の就業の状態は別です、就業の状態は別ですが、農業従事者の中に残るといふ点について非常に小さい。

しかし、いま局長のおっしゃいますように、都道府県でやつております研究、研修施設の中には女性が一五%ぐらいだといふお話であります。これは、私も後ほど伺いたいと思つております。それから農林省が大きな補助金を出して、助成金を出してつくるうとしていらっしゃるこの農業者大学校というやつですか、男女共学になるのかないという疑問があつたもので、新しうござるその施設にも男女共学だといふお話のようでありまして、先ほど申し上げましたように、実際農業に従事している、言うならば、年間百五十日以上専従しているその三百七万の中の六割近いものは女性なんですね。仕事の内容は別です。仕事の内容は別ですが、百五十日以上農業に働いていのが六割近いものが女性だということになつてい

る。私は、女性が農業に就業するのがどうだといふ問題は一つ大きな論議があらうと思ひますけれども、現状を見ました場合に、現状の状態から言へば非常に少ない。それについて何か今度は新しくつくられるものも男女共学といふお話ですから、それじゃその次に伺いますが、今度すぐれた農業というのを普及事業の中に項目に入れて、そして後継者を育成するといふ立場から研修教育を行うといふのが今度の改正の主たる内容になつておるわけですか。で、昭和四十三年に設立をされました、これは農林省の設置法の中の付属機関としまして農業者大学校というのを農林省がつくつてい

るわけですか。これはいま十年たつわけですね。この農業者大学校というのは、一体設立の趣旨はどういうことであつて、十年たつた今日どういふうに考えていらっしゃるのか。これは男女共学じゃないんですね。その点もちよつとお尋ねします。

○政府委員(堀川春彦君) これは、何も女性を否定するといふ考えが基本方針として決まつてゐるわけではなくて、発足後まだ間もないことでありまして、当面の間男性ということにしておるわけでございます。一期の入学生も比較的少ないわけでございます。最近まあ三十人程度といふことでございまして、したがって、そういう中で比較的少ない人を女性向きと男性向きという形で研修をする場合のいろいろ技術上の問題というやうなこともあつて、女性を否定するつもりで基本的な考へてゐるわけではないが、当面、男性を入校させておるということでございます。

○鶴岡哲夫君 当面、男性ということ、十年たつたわけですよ、四十三年にできたんです。当面といふことにならない、十年たつたんです。ですから設立の趣旨が違ふんじゃないかといふふうに思ふんですけれども、いづれにいたしましても、昭和四十三年に法律に基づきまして國が、農林省が農業者大学校といふ三年の修業年限の大学をつくられたわけですから、したがって、今度大きな補助金を出して、助成金を出して各都道府県に農業者大学校と似たようなものを、これは二年のようですけれどもおつくりになる場合に、農林省自身がつかつておられる農業者大学校、しかもそれは十年たつ、それについてどういふ反省をなさり、どういふやうな見方をしておられるのか、その点を尋ねたいわけですね。

○政府委員(堀川春彦君) 農林省の農業者大学校におきましては、入校する際の選考をいたしまして、現に農業に一年以上は就業をしておる、こういう農村の青年で、自分の家で営んでおる農業経営に従事した中から課題を、あるいは問題意識を抱えて出てくるということが一つでございます。

それからもう一つは、手続的には各県の知事さんからりっぱな方であるということで御推薦をいただいて、御推薦を得た人について選考して入校を認めておるといふ形にいたしておるわけでございます。

で、ここにおける研修教育の目的は、先ほど申しました自分が抱えておる自分の経営なり、あるいは農村において抱えておる課題をどうしたらいいかというのを考えていただくと同時に、農業を幅広い視野から考え、時代の動きとともに出てまいります問題にどう対応するかということについての対応能力、いわば応用力と申しますかそういう力をつけ、この研修を終えて後に農村に帰りまして当然のことながら農業に従事をする、農業に従事しながら地域農業の振興のための中核になる人材を養成をする、つまり地域の農業にとりまして、また国全体の農業にとりまして、農業の中のインサイダーとして傑出した人をつくりたいということが、昭和四十三年に設立されたときの趣旨でございまして、したがっていまして、かなり高度なところをねらっておるということとが言えるわけでございます。

教育期間も三年でございまして、講義の内容等は技術経営に關します座学が一応中心でございましてけれども、しかし一般的な教養に属しますような幅広い、たとえば社会経済史でございましてとか、科学技術史でございまして、あるいはまた経済概論なり法学もございまして、そういったかなり幅広い基礎的な知識教養を付与するというようなことと、それからなお実践的な教育は施設関係等で、そこではなかなか農業に關します実践教育はむずかしい面がございまして、これは全国の先進農家へ派遣実習というふうなことをいたしまして、そういうことの組み合わせで先ほど申しましたようなねらいが達成できるようにということとで運営をしておるわけでございます。

いままでは今年三月の卒業生、七期生までで二百三十名が農村に送り返されておりますが、これらの卒業生は現在自家の経営に専念をしつつ、地

域の農村におきます推進役あるいは集団活動のリーダーというふうな形で活躍をしておるといふうに承知をしておるわけでございまして、まさに将来の地域農業振興の中核たるべき人材となつて大いに力をふるっていただけるものと期待をしておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 三年制の大学は県の普及所長の方を通して県知事が推薦をして入る、当初は少なくとも二年農業を経営し、農業に従事した、それが資格になっている。しかし、なかなか人が集まらないので、最近では、三、四年前からは農業に一年従事した者、しかしいま局長がおっしゃいますように、一学年五十名という定員に対して三十名程度という状態で、しかも圃場はない、農場はない、二年生になつて全国の各地の有力なといひますかあるいは優秀なといひますか、農家に一日訓練にやると、何か妙な感じがするんですが、三年間です。圃場はない、そして二年生になつたら全国の農家に実地訓練、何をやっているんだ、何をしているんだらうという感じがするんですが、何でもね。定員は五十名、しかし三十名ぐらいいかない、一学年です。だから私は、これは十年たつておるわけですから、三年というのは貴重な年限ですよ。今度新しく三年計画で全国の都道府県に農業者大学校をつくられるという場合に、当然この十年の歴史を持ってきたいるいまの農林省自身がお立てになつておられる三年制の農業大学校、この農業大学校についてどうなるのか、どうするのかという考え方をやはりはっきり持つべきじゃないだらうかというふうに思ふんです。

それともう一つお尋ねをしたいのは、その農林省がつくつておる国立の三年制の農業者大学校と、これからおつくりになります各都道府県にできるその二年制の農業者大学校との関係はどうなのか、全然関係ないのかという点ですね。

○政府委員(堀川春彦君) これは、先ほど申しましたようなねらいで農林省の大学校は運営をしておりますので、数も少ないということもございまして、もっぱら何と申しますか、農業についてはい

ただのようですが、農業の経営をうまくやるように後継者確保的な色彩でやっておるものではございません。むしろ農村における内部リーダー、農業に従事しながら農村をリードするような内部リーダーをつくつていただく、こういうことでございまして。もちろん、今回法案の審議でお願いしております研修施設で実践的な研修を二年間受けまして、農業につかれる方が農林省の大学を出た人よりも農業あるいは農村におけるリーダーとして劣るといふようなつもりは毛頭ないわけでございまして。そういうことではないわけですが、一方は後継者確保対策というねらいが色濃く出ており、また、実学的な研修教育に中心を置く、片方はむしろそれよりも幅広い農業及びそれに関連をいたしまして修得をしておくことが適当だと思われぬリーダーの資質を養成する、こういうところでねらいが違つてございまして、両者がうまくタイアップして、同じ農業に關する研修教育でございまして、進めていく必要があるうかと、またその意義もあらうというふうに思つておるわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 一学年五十名ということで発足をしたんですが、それが十年たちまして三十名程度という、それはやはり相当考えなきゃならぬことじゃないんだらうかというふうに思ひます。すなわち、ためえのところでやつておる農業大学校はどうかというところ、簡単に言ひまして、これは第一の話になるわけで、簡単に言ひまして、県はそれぞれつくらせると、これから金を出しまして、補助金出して、だが、ためえのところでやつておる農業大学校はどうかというふうな話になります。これは困ります。ですから、私はやはりこの機会に農業者大学校、国がやっております、三年間という大変な、三年間の農業者大学校というものはこれはやはり再検討をする必要がある、それは発展的な意味においてです、否定的な意味じゃございません。発展的な意味において再検討をする必要があるんじゃないかと、この機会に検討する必要があるんじゃないかという点を感じ

るものですか、お尋ねをしたわけですが。
○政府委員(堀川春彦君) 確かに先生御指摘のとおり、当初のもくろみどおり入つていない、もう少し数を確保するという角度からやりようを考えるということがあります。それはそれなりのやりようはあるかと思ひますが、当初ねらつておるところをその変更したくないという気持ちもございまして、しかし、現実三十人というふうな状況でもございまして。その点は私も反省をいたしまして、ただ、教科内容あるいは実学重視というふうな点については、私も私も実学を重視するというつもりはもちろんありませんので、施設関係その他でいま農家派遣実習というふうな形でやっておりますが、もつといいやり方はないか、教科内容の検討、募集のやり方、あるいは私は三年の期間というのが必ずしも長きに失するとも存じませんが、しかし、その辺の問題も含めまして、これは教科内容の評価にもなるわけでございまして、今後再検討、よく専門家の意見も聞いて研究してみたいというふうに思つております。

○鶴岡哲夫君 私、三年が長いと思つていないわけでありまして、三年という大変重要な時期であるからだから中身の充実をした、そして発展的な、発展していくという農業者大学校として充実をしてもいいと、こういう考えを持つておるわけですが。

○政府委員(堀川春彦君) 趣旨を体して検討したいと存じます。

○鶴岡哲夫君 そこで、今度建てられようとする農林研修施設、従来から県が設置していたものが主として母体になつて、そしてその施設を母体にしておつくりにならうと、原則的には、それで現在四十二県に五十四校設置されておる、学校の校というのを使つていいかどうか、五十四施設といひますか、あるいは簡単に言へば五十四校ですね、五十四校設置されておると。これは募集の定員というものとそれから実定員というものはどういふような状況になつておるのか、把握してい

つしやるですか。国立の農業者大学校が五十人に
対して三十人という話がありましたが、都道府県
の五十四の研修施設の定員とそれから実在員を把
握していらしたら、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 實は、御審議の参考に
御提出した資料では五十四施設ということになっ
ております。提出をしました段階でそういうこと
でございしますが、本年度に入りまして香川県一県
が一施設ふえまして四十三県五十五施設というこ
とでございまして、この点は訂正をさせていただきます。

そこで、先生いとお尋ねの定数と在籍者との関
係でございますが、一応各県施設を積み上げてま
いりますと定数は四千四百四十程度、在籍者は四
千三百三十九ということであると、したがって定数
に若干満たない在籍者ということに相なっております。
施設に入りたといつて応募をしてきたと申しま
す。ただ、これはまた別途の資料で、こういう
施設に入りたといつて応募をしてきた方ばかりあ
るようでございします。したがって、定数と在
籍者との関係だけでは一概に申しられない、希望
があつた方を全部入れておるといふことでもない
わけでございます。その定数と在籍者との関係は
さうな関係になっております。

○鶴岡哲夫君 四十三県で五十五施設、約四千四
百名の在籍者が在籍しておられる、この施設で研
修教育を受けておられる。政府が考へていらつしやる
のは、高校卒業程度の学力を持った者を入学する資
格を持つ者として二年制を考へておられる。いま私の
手元に農林省から出ておりますこの参考資料によ
りますと、一年制で高校卒業対象の施設が二十七、そ
れから二年制の高校卒業対象の施設が十七ある、言
うなら、圧倒的に一年制の施設であるわけですね。
そこで、この三年計画で高校卒業を対象にして二年
制のものををつくらうといふわけですが、現
状とおつくりになるという計画とのギャップが
非常に大きいという印象を受けるわけです。この
ギャップを三年間で埋めることができるのかどう
かということですね。

○政府委員(堀川春彦君) 確かに、五十五施設の
中で高卒二年のコースをとつておられるのは二十カ
所でございます。それ以外には高卒一年あるいは中
卒、もう中卒しかやらないといふところもござ
います。というふうなことで、私もこの三年を
めどに整備を進めたいと思つておられます。三
年たちましたら全部整備が終わるという意味じゃ
ありませんで、スタートをいたしますのが、そ
ういふところで整備に入っていくというのが、五
十二年度から二、三、四と、四年度目にさうい
う施設として整備を始める、施設などの関係は年
度で終わらない場合もございします。そこで、い
ずれにしても、三年目には一応高卒二年程度を対
象とする農民研修教育施設が全国で大体四も四
十三施設開設をされることにならうと。その開設
をされたものの充実と整備といふことは、ま
た開設後の問題にもなるわけでございますが、そ
ういふふうにして整備を進めてまいりますけれど
も、その際、たとえば現在中卒程度の者しか対象
にしていない県もございまして、それは直ちに中
卒を対象にいたします施設は要らないのだとい
ふふうに割り切るつもりはございしません。したが
いまして、その辺のことは各県々の地域事情もござ
いますので十分県内で御議論をいたしまして、
そして私も相談の上、たとえば併設をいたし
まして中卒対象のコースを当面の間残すというよ
うなことは差し支えないといふふうを考へてお
るわけでございますが、少なくともスタートをする
ときまでに高卒二年のコースはぜひとも、たと
えば一年でやつておられますものは二年に切りか
えていただくというのが理想でございします。で
きただけさういふ高卒二年のコースがある研修施設
といふことでございしますと、私もその考へてお
る施設とはずれが出てまいりますので、その辺は
現在の動向から見ますれば、高卒二年を対象とし
るコースを持つ農民研修教育施設として大体整備
をされるのではないかと感じを持っております。
わけでございます。できるだけその辺は県の事情も
よく伺ひまして、計画的な整備といふことにな

まいりたいと思つております。
○鶴岡哲夫君 全国的にほとんどの県に、いま
お話しのように、四十三施設三年計画でおつくり
になるわけですが、なぜ二年にしたのかとい
うような問題もあると思ひます。であります
が、いずれにしても、いまある施設を見ます
といふと、これは高校卒業対象の二年制というの
は少ないわけですね。中卒があるわけですから、中
卒を対象にしたものもあります。八施設ぐらいあ
る。それから一年のものもある。ですから、国が
考へていらつしやるものとの間に非常にギャップ
がある。

そこで、お尋ねをしたいのは、こういう二年制の
農業者大学校をつくるべきだといふさういふニ
ーが、要求なり需要が、農業者なりあるいは農業
団体なり県の側に強いのかどうかですね。い
や、なかつたつてやるんだといふお話なのか、そ
こら辺をちょっとお尋ねをしたい。

○政府委員(堀川春彦君) これは二年と一年では
かなり内容に差がございまして、二年でやれ
ること、それから一年でやれることでは、二年で
やつた方がはるかによろしいといふ評価を、関係
の皆さん方の大体大多数の方の御意見といふふう
に承つておられます。ただ、実際問題
として、二年でやりたいけれどもいろいろの事情
がございまして、二年にはなかなか研修教育施設
側の事情としてもできないといふような事情もあ
るわけでございます。そうかといつて、全くそ
れじゃ一年コースが希望がないかといふことにな
りますと、もちろんそれは言えないわけでありま
すが、少なくとも今後の農業といふことを考へて
いく場合には、高校卒業で二年くらいのかなりみ
つたりとした実学中心の実践的な研修をやつてい
ただくことが、将来の農業のためになるという考
えが基本にあることは間違ひございしません。そ
で、現実にはいろいろの事情や都合や、また希
望といふものがあるわけでございます。その辺は
この施設整備のプロセスにおきまして、最初から
理想的なものが直ちにできるといふふうにはな

なかに思ひますので、その辺若干期間は、やや最
終的な姿と違つて過渡的に運営をされるという
こともやむを得ないかと思つておられる次第でござ
います。

○鶴岡哲夫君 局長にお尋ねをしましたさうい
う二年制の農業者大学校といふような施設を積極
につくるべきだといふ、さういふ要望なり要求な
りといふものは、農業者団体なりあるいは都道府
県に非常に強いのかどうかですね。しかし、
強くなくてもやる必要があるのだといふふうにお
考へなにか。

その点を一つお伺ひをして、もう一つは、こ
ういふ施設をつくることによつて今後さういふ
農業後継者の研修施設といふものが拡大をして
いくのかどうか、あるいは縮小するおそれはない
のかどうか、たとえば中学校を出て二年制なり一
年制なりの研修所といふのが八つ施設がある、あ
るいは高校を卒業して一年制の施設といふのが二
十七ある、さういふものがなくなつてくることに
ならないのか。いまある施設を単に二年制にし
て、そして減少する、少なくなると、いま言つた
ような中学校を卒業しての施設といふものがなく
なりはしないか、あるいは一年の年限の施設とい
うのはなくなりはしないか。

つまり、お聞きしたいことは、二年制のさうい
うものをつくることによつて、さういふような後
継者の育成の研修施設といふものが拡大をしてい
くのか、強化をしていくのかといふ問題ですね。
○政府委員(堀川春彦君) 私どもは、高校卒業二年
程度の研修が必要だといふことはいろいろの角度
から検討したわけでもございしますし、それから高
校卒業二年を対象にするような施設で評判がいいも
のですから応募者が年々ふえていくといふような
事例も見えておりますし、最終的な姿としては、私
どもは、農家の子弟の高校進学率もある調査によ
りますと九四・何%といふことで非常に高まつてき
ておりますし、それから先ほど申し上げましたよう
に、新規就農者の中の学卒者で就職した方の八割
はすでに高校卒業であるといふ実態もある。それ

なかに思ひますので、その辺若干期間は、やや最
終的な姿と違つて過渡的に運営をされるという
こともやむを得ないかと思つておられる次第でござ
います。

なかに思ひますので、その辺若干期間は、やや最
終的な姿と違つて過渡的に運営をされるという
こともやむを得ないかと思つておられる次第でござ
います。

ら各県の中卒対象の施設の状況を見ておりますと、応募者がだんだん減っていくというような状況もあります。

したがって、これは中卒対象の研修を軽視せよとか、全く要らないのだという断言をいましておるわけじゃございませんが、将来の姿としては、必然の成り行きとしても高校卒ということにならざるを得ないし、それから高校二年程度の実学研修をやるということが、受ける方にとっても、その親御さんにとりましても、また全体の農業関係の発展というのを考えた場合においてもいいのではないかとこのように考えておるわけでございまして、そこへ行きますところの取っかかりのプロセスであるというふうに思っておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 先ほどの局長のお話を承っておりますと、三年間で四十三施設、ほぼ四千人から五千人程度の人員になる。現在こういう研修施設に入っている人というのはほぼ四千人ちょっと、四千五百人ぐらいじゃないかと思うんですが、いまあるものを何か維持しただけだ——これは少し強化したということになりますと、私は国がそういう農業大学校をつくることによって、各県がそれに触発をされてもう少し拡大強化されていくのか。もう国がつくったら、いまあるものを国のものに切りかえたというところで終わりはしないのかという懸念があるものですから、そこところからぜひ……。

○政府委員(堀川春彦君) ちょっと誤解を与えるような表現をいたしましたしわけございませんでしたが、現在の施設の在籍者は四千名ちょっとでございます。二年制もあれば一年制もあるというこの総体がそういうことでございます。この農民研修教育施設を四十三施設整備をいたしまして、そこからの卒業生ということですから、単年度で出てくる方が三千ないし四千ということを一応もくろんでおります。したがって、二年制原則でございますので、在籍者としてはその倍

ということになるわけでございますので、在籍者数からしますれば六千ないし八千ということ、その上の方をとってみれば、現在の在籍者の倍くらいのことやりたいというのが当面のもくろみというふうに、私がさっき申し上げたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、いまあります都道府県がやっている施設をそのまま吸収して、若干ふえるというふうなことになるんですか。

○政府委員(堀川春彦君) 施設関係につきましては、これは本年度も約四億の予算を計上しておるわけでございますが、これは施設の不備はもちろん拡充をしなければならぬというふうな思っておるわけでございます。しかし、それにしても、全く新規でつくり出すということになりますと相当な投資が必要でございますし、また場所の選定その他いろいろございまして、まああたりはまああるものを母体にしたが、もちろん新規の場所に移転して新設をするという計画も中にはございまして、大体は現在の施設の拡充、それから内容の充実というふうなことで、逐次、先ほど申しましたようなさしあたりの、当面の整備目標というところへ持っていきたい。いずれにいたしまして、私も初年度にいたしまして二十施設くらいを五十二年でやりたいというふうな考えて、県と施設整備等の希望にいたしてもまだ目下打ち合わせを始めたばかりでございます。大体、予算で二十施設といたしております程度は希望は手が届いておるわけでございますが、まだ内容を十分審査しておりませんけれども、いずれにしても、単年度で施設整備を終えたいというところもありますが、中には何年かの計画でやりたいところもございまして、それに所要の予算措置は、今後ともよく検討いたしまして努力をしてみたいというふうに思っておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、国がことし四億と、来年は恐らくこれは——ことしの分は恐らく半年分ぐらいいしか組んでないんだらうと思うんですが、来年

はもっと大きなものになるだろうと思うんですね。そういう場合に、そういう新しい、何かさっきおっしゃると在籍者が六千から七千に三年後に倍するんだと。しかし、いまは四千ぐらいの在籍者でありますね。そうしますと、何か、金を出せば後継者のそういう研修施設というのはできますよ。しかし、積極的にそこへ入ってくる者がいるのかどうかという点を懸念しているんですけれどもね。どういうPRなり、それから積極的な指導をなさってそういう施設の中に、いまだに少なかりぬるおるわけですから、ふえてくるなら別ですけれども、いまだに少なかりぬるおるわけですから、半年の間に半分減っちゃっているわけですから、その中で金を出せば、学校をつくれれば、施設をつくれれば二千でも三千でも四千でもふえていくようなふうにお考えになるのかどうか、そこら辺なんですけれどもね。

○政府委員(堀川春彦君) その点は、確かに先生のおっしゃる大事な点でございます。【委員長退席、理事鈴木道雄君着席】

私も、この施設設置運営につきましては、関係の各方面の一応御協力を得ていくというところが必要でございますので、そのために特に、これは予算補助でございますが、この農民研修教育施設の設置運営企画推進費という予算を特別に約五千万近いものをとりまして、これはこういう施設のあり方、それから運営の基本的な問題についての御審議、それから同時に農家にとって、あるいは若い後継者にとって魅力のあるような施設ということ、あるいは研修教育というところでないことなからタッチをしていただいて、お知恵を拝借して、そしてここで出されたアイデアを中心にしてPRをするというのを考えておるわけでございます。

この中には広報資料の作成費なども積算の基礎には含まれておるわけでございまして、いずれにしましても皆さんの意見を聞きながら、いま先

生御指摘のような点の解決、あるいは推進ということをやって、この農民研修教育施設が当面の整備で、これは三年目に全部終わってしまうというところではございませんので、三年目に初年度としてスタートするところもあるわけでございます。それが整備が終わった水準で、先ほど申しましたような三千ないし四千名の卒業生が一年で出てくるようなところまで、現在のものを引き上げてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 重ねてお尋ねをしますけれども、こういう各都府県に高校卒を対象にして二年制のものを四十三校つくるべきだという要望が非常に強いのかどうか、あるいは農業団体の中に、あるいは農民の中に強いのかどうかというところにかかってくるわけですよ。学校さえつくれば何かふえていくような感じを受けるものですか、金を出して、県に補助金出してそれでいまの一年制を二年制にしたら、あるいは施設を少し充実すれば何か後継者がばかすか集まってくるような印象を受けるものだから、私としては本当にいまそういうような要望が農業団体なり、農業者の間なり、あるいは自治体の中で非常に強いのかどうかということですね。

○政府委員(堀川春彦君) まず、県御当局がこういうことに非常に熱心にお取り組みになって、私どもの方にぜひこういう方向で強化をしてほしいと言っておられたことは、これはもう間違いないでございます。それから農業団体でも、たとえば農業会議所というような団体は毎年農林大臣に対して建議をしておるわけでございますけれども、そういう中で後継者対策の充実ということを申しており、その一端としてこういうことをやるのは賛成であるということをおっしゃるわけでございます。そういうことで、それと本当にここへ研修に来るような若い方がどの程度出てくるかというところは、直につながるというわけにはまいらぬかと思うわけでございます。

そこで、やはり若い方に、そこへ行って二年間

高校卒程度で研修を受けることが本当にいいのだというふうにも思ってもらえるような内容のものに

しなくてはならぬ、それが基本的に大事だというふうにも思っておるわけでして、その点、そういう施設を整備してまいるについて、国といたしましては各県に對しまして、もちろん各県の自主的な姿勢なり考え方というものを尊重しつつ、お互いに御協議を申し上げまして実行いたしますところの協同農業普及事業の一環としてこれを進めると。これを協同農業普及事業の一環として進めるといふことになれば、いろいろの助成の強化といふことも図られるわけでございすから、したがって全体の方向としては、農家の若い後継者の方にも喜んでもらえるような施設にいたできるものというふうにも思っておるわけでございす。決して各県に對しまして、また農家の後継者の方に對しまして、押しつけがましい姿勢でこの仕事を進めようという気は毛頭ございせん。

○鶴岡哲夫君 いま、こういう都道府県の中で後継者の研修施設の施設のない県が若干あるようにすけれども、あるいはまた二年制という話ですが、農業短期大学があるところ、そういう県が幾つあるのか、文部省所管の農業短期大学です、幾つあるのか、それから後継者育成の研修施設のない県が何県あるのか、そういう点をちょっとお尋ねします。

○政府委員(堀川春彦君) 先生お尋ねの県立の農業短大を設置しております県は、現在宮城県は六県、計七県でございます。それから研修教育施設で私ども新たに考えておりますようなものの母体になると考えられるものがない県、これは東京のほか、福井、石川、富山の三県でございます。ただ北陸のこの福井、石川、富山の三県は、先ほど申しました県立の二年制の農業短大、学校教育法に基づきますところの短大、これが設置されておる県でございます。さしあたりその三県を含め、東京を加えて四県につきましては、私どもの考えておりますような研修教育施設の設置について、当面、いまのところ計画がないというふう

考えております。

○鶴岡哲夫君 いまお話ありました富山、石川、福井、こういう県については短期の農業大学があると、短期大学があると、そこはおつくりにならない、そういう計画はないというお話であります。これは私は、文部省所管の農業短期大学というものとこれから農林省がつくられようとする二年制の研修施設というものは性格が全く違う——全くとはいいませんが、相当に違うものだと思うんです。ですから、当面つくらないということはどうも妥当性を欠くというふうにも思ふんですけれども、どういふふうにお考えなのかですね。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほど申し述べました七県の農業短大を置いていられるところでも、私ども考えておりますような農民研修教育施設を現に置いており、あるいはまた今回の新しい考え方に基づいて整備をしようという考えを持っていらっしゃるはあるわけでございまして、当然私も、農業短大の性格と研修施設の性格とは先生おっしゃるようには非常に差がある、かなりの差があるというふうにも思っておるわけでございまして、教科内容からいたしまして、片方は学校教育法に基づく短大でございますから、やっぱり学術の研究というふうなことが主になるわけでございす。それからなお、卒業生の動向からいたしまして、そういう短大の一つの例でございすが、秋田県の場合は、短大卒業生の中で農業につかれた方は三七％ぐらい、宮城県の場合は、卒業生の中で農業につかれたのはやはり三六％ぐらい、それ以外には農協とか公務員とか関連会社とかその他というふうな話になっておりまして、農業につかる方が総体的に三分の一強程度におさまっておるというところ。もともと就職をするということも一つのねらいではございまして、それだけのねらいでやっておるわけでございせんので、そこは基本的に差がございすから、私どもいまのところ、当面計画のない北陸の方における三県につきましても、将来はぜひ私どもの考え方に沿って研修施設がつくられるということを、心から望

んでおるわけでございす。いまのところ計画がないというふうに申し上げておるわけでございす。

○鶴岡哲夫君 次は、この補助金を負担金に変えられたことにつきまして、従来から補助金の整理が問題になるたびに常に対象に取り上げられて、一次査定では削られたりというふうなことがたびたびあったように記憶しております。

(理事鈴木省吾君退席、委員長着席)

また、何か地方交付税の中に入れようという考え方が出たりしたことたびたび記憶いたしておりますが、それが今度こういうふうな負担金という形に変えられたということは、改良普及員の人数にちとりましてこれは一つの安心感を与えるものだと思います。

ですから、この点は私どもも評価をいたしておるところですが、これはまあその程度におきまして、次に、いままです補助金として扱ってこられたわけですが、いつもこれが金額がでかいだけに超過負担の問題になってきておるわけですね。毎年このように、大変でかいですから、改良普及事業というのには金額がでかいだけに、しよつちゅう都道府県の超過負担の解消の対象の大きな項目にいつもなつてきたわけですね。それについて農林省の方も、政府の方も、できるだけそういうふうな超過負担を解消するというところで努力をされてきた。四十九年度も調査をされて解消の努力をされてきた。しかし、この五十年年度の協同農業普及事業年次報告書によりますと、なおこの農業改良普及員の設置費というものは、三分の二国が補助することになっていられるけれども、国が出しておる金は百九十五億円で、実際は半分ぐらい、五三％ぐらいの補助率になっておるといふ数字を出してあります。あるいは、設置費として大きい生活改善普及員の設置の問題の場合におきまして、三十五億円国が負担しているけれども、三分の二だけけれども実際は五六％程度、三分の二よりはるかに低いというふうな数字が出ております。この点について、今後これはやはり調査を

進めながら解決をする必要があるというふうには思っております。ですが、ここで、この補助金が今回負担金という形になることによつて、こういったような問題が解消していくようなことになるのかどうなのかという点をお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) 補助金というものを協同農業普及事業負担金ということに改めました趣旨は、協同農業普及事業の性格から見ても、表現に改めることが適切である、より趣旨が鮮明になるというところで私どもは改正をお願いしておるわけでございす。

それと、先生いま問題として御指摘になりましたいわゆる超過負担問題ということとは、まあその気持ちの上では確かに関係のあることではございす。しかし、超過負担問題というものはやはり超過負担問題として、これはその実態、内容というものを冷静に分析をいたしまして、そして所要の負担区分に従つての国の負担をするということになります。先生もおっしゃいましたように、四十九年度調査に基づきまして、これは地方公共団体の地方公務員であります普及職員についての給与の実態を調べ、それらの方々の学歴、それから任用後の経験年数、こういうものを考慮いたしまして、国家公務員の行(一)の給与ベースに引き直して換算をしてみますとそこにギャップがあるというところで、そのギャップを埋めるといふ趣旨で五十年年度に平均五号俸の引き上げをや、国庫補助額ベースでは十八億円に相当するわけですが、それで差を詰めたわけでございす。にもかかわりませず、五十年年度の普及事業の報告の中で、いま先生のおっしゃったような人件費支出額に対する国の補助金の支出額が三分の二に達していないという御指摘でございますが、これが三分の二になるというところは、むしろ超過負担問題の考え方からいたしまして一つ問題のあるところではございす。

一つには、国と県との給与ベースの差というも

の望ましいことは、私どもも当然のことと考えており、そういう角度からの処遇改善というようにすることについては、たとえば主任専門技術員というのを五十年から新設をいたしましたというののもその一つのあらわれでございまして、こういう形で予算の積算の一つの手がかりのベースになると同時に、一つの何と申しますか、専門技術員の尊重の仕方でもある。これが現実には各県の主任専門技術員を置く根拠になるわけでございまして、そういう意味では、号俸等級の点は別にいたしまして、一つの改善効果として影響したというふうに思っております。今後ともそういった角度でいろいろと所要の検討を進め、結論の出たものについては実施をしてみたいというふうに思っています。

○鶴岡哲夫君 私、さっき申し上げたことと若干矛盾をいたしますが、こういう普及員の補助基準等級号俸というものを決めていられしやるとしますと、恐らく県はこういうのは無視してやっていると考えるんです。ですから、超過負担というのがなかなか消えない。四十九年度に五号俸上げてそしてなされたけれども、消えないということになるんじゃないだろうかという懸念がするわけなんです。ですから、この等級等の問題についての検討はひとつお願いをしたいと思いますですね。

それからもう一つは、五十一年の一月の二十八日、事務次官通達を知事あてに出していらつしやいますね。その中で一部の都道府県にあっては、普及所の機構の変更や普及職員の削減等の動きがきわめて大きいと思われるから、こういう文章の通達が出ておるわけですね。それで、一部の都道府県にあっては普及所の機構の変更や普及職員の削減があるというのを次官通達で指摘しておられる。具体的にはどういふ状況なんですか。○政府委員(堀川春彦君) 普及員の削減の状況につきましては、これは一つは実数の問題と、一つは予算定数の問題と二つあるわけでございます。

また、その相互の関係ということもあるわけでございます。予算定数の方から言いますと、実は四十三年度から普及職員の定員削減を、予算上の定数でございまして実行しております。五十二年からは第四次の定員管理計画に準じた形で三・二%、総体としては四百十人の定数の削減ということになるわけでございます。

ただ、また、その予算定数の問題と実員との関係では、五十年年度末で農業改良普及職員につきまして四百二十人のギャップがある。それから生活改善普及職員で百八十三人のギャップがあるというのが実態でございまして、特にその五十年におきまして、何と申しますか、いろいろ各県において普及事業に関係いたします機構の改編の動き、それは実現はいたしませんでしたけれども、普及所を他の奨励部局と一緒にすると申しますか、指揮命令系統を、たとえば普及所長なり次長なりの兼職関係を通じて何か関係をつけたというように動き、あるいは場所も農林事務所統合するということのような動き、まあそういった機構的な改編の動きと同時に、五十年は設置数の削減が百五十人程度、農業と生活改善を含めましてあつたわけでございます。そういうことでは、これはその前年に比べてもかなりの変化だということふうに思われまして、放置することができないという趣旨から、先ほど先生の御指摘になりましたような、おっしゃられましたような通達を出しまして、この通達の趣旨に沿って地方農政局が各県の報告、相談を受けて、受けた段階で、大体それは適切でないというところを申し上げていろいろと指導をされ、農業改良課等の直接普及事業主務課の課長さん以下担当官にももちろんございまして、状況によりましては地方農政局のかなり幹部の職員が県の総務部へ乗り込んでいきまして、そしてそういうことは困るということを強く申して、その結果、先ほど申しましたような動きにある程度歯どめがかかった。

私どももちょっと懸念をいたすような機構改編の動きが幾つかあつたわけでございますが、それは懸念するような方向で実現をしなかったということ、それから設置計画における定数と申しますか、設置人員でございまして、その減が五十一年度の三月三十一日現在では、先ほど申しましたように百五十人でございしましたものが、この通達の趣旨を実行いたしました後において五十二年年度の設置計画で見ますと、現段階で私も対前年の減としては二十二人の減ということに食い止めたというふうな思っておるわけでございまして、まあそういう意味ではあの通達の趣旨を、まだ始めて間もないわけでございますが、ある程度効果をあらわしつつある。今後とも私もあの通達の趣旨が十分県にも御理解をいただいて実行いただけるよう、指導の強化に努めてまいりたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 特に、農業県と言われる東北あるいは九州でこういうような動きがあるというふうな聞いておるわけですが、これはゆゆしい問題だと思えます。ですから、その普及事業というものの対する認識が都道府県にないのか、少ないのかですね。たとえば農林事務所の中に統合しようなんというのとは、農林事務所の中、われわれ余り農業改良普及のこの事業の問題についてはそんなに詳しくない、知識のない者にとつてみまして、それはとんでもない話だという気がしてしやうがないんですね。農業県と言われる東北なり九州等の県にそういう動きがあつて、そしてその事務次官通達を出して歯どめをかけるにやならぬというふうなことは、これは私は非常にゆゆしい問題だと思えます。しかし、これはやはり検討する必要があるんじゃないかという気がしますね。全国的に、検討する必要があるんじゃないだろうかと思つておる。そういう動きがあるというところは大変だと思つておるけれどもね。あるいは普及事業そのものがもうそうなつちやつたのかな。そういうふうにとられたりされたりして、変質しつつあるのかどうか。

私は、農業改良普及事業というものはそういうものではないというふうに印象を持っているのですけれども、しかしそういう通達が出て努力をしておられるわけでありまして、それはそれといたしましておきますが、ただ農業の内部の事情が大変変わつて、畜産関係が大変伸びてきた。いまや畜産が今後ますます大きな伸びを示すうとしておるわけですが、そういう関係で改良普及員の中に畜産関係の普及員というのは非常にふえている、非常にふえてきたんです。約一千三百名という形になっておりますが、その中には獣医師が相当いらつしやるだらうと思つておる。そういう獣医師に對します待遇というのは一体どうなつておるのか。獣医師は保健所にもおるわけなんです。で、家畜保健衛生所におります獣医師というのは、自治体の場合におきましては主として医療職の(一)が適用されている。それから、政府の機関の中にありますのは、この獣医師というのは行政職の俸給表の適用を受けている。この改良普及員の場合におきまして、獣医師の資格を持つておるにかかわらず恐らく行政職、いまいちますように行政職の俸給表の(一)の適用を受けているだらうと思つておる。そうなりますと、それは保健所に行つた方がいいわけなんです。待遇は保健所に行つた方がいい。家畜保健衛生所の方に行つた方がいい。というふうなことになりますと、今後この畜産関係の仕事について非常に大きな問題を生ずるのではないかと心配、心配をいたします。かような推測をしていただければ、実情をお伺いいたします。

○政府委員(堀川春彦君) 確かに先生おっしゃいますように、普及職員の中で畜産を専門とする方がかなりの数配置されるようになってまいつておるわけでございます。そこで、そういう方の中で獣医師の資格を持っている方の全数は把握をいたしております。その中で、先生に大変恐縮でございますが御縁の深い県を調べてみたわけでございますが、この場合、畜産専門の専門改良普及員四十名ございまして、そのうち十名の方が獣医師免許を持っております。

う状況で、かなり畜産のウェイトが高い。しかも、獣医師の免許を持った方の比率が高いということですが、この普及員の方と獣医師の方で家畜保健衛生所などに勤務をされている方の給与について調べてみますと、もちろん給与体系が先生の御指摘のとおり変わるわけではございません。同じ年齢、五十三歳の普及員の方で(一)の三等級十九号俸、この方について普及手当込みの金額といたしまして給与は月額二十六万三千三百十二円と、一方獣医師の方で家畜保健衛生所に勤務しておられる五十三歳の獣医師と申しますか(二)の俸給表の適用のある一等級九号俸の方の、これは業務手当、家畜保健衛生所の業務手当込みの給与額が二十六万二千五百五十円、やや獣医師の方が若干その限りでは少ないようでございますが、ほぼ同じ水準ということでございまして、これはこの例だけで各県がにわかにならざるやうなふうには断言はできません。五十三歳という年齢をとることも、この限りではそう大きな差はないのではないか。

なお、初任給で比較をいたしますと、普及員の初任給はこれは行(一)の七等級二号ということ、普及手当込みで計算をいたしますと九万六千三百二十円、獣医師の方の初任給で(二)の俸給表で四等級二号俸ということで計算しますと八万八千四百円ということ、初任給の段階ではどうもこれだけの比較でやりますと普及員の方が有利であるような感じを受けます。

なお、この問題は、私も先生から御指摘をいただいたので、少し将来の普及体制、特に畜産は重視をすべきであるという問題がございまして、そういう角度に立ちまして、これはなお私どもの分析が一部、一局部だけ見ておるのかも存じませんが、ひとつ全体的にもう少し幅広いデータをとりまして、先生の御心配のような御懸念のないようなことであればよろしいと思ひますが、少し検討させていただきたいというふうに思ひます。

○農園哲夫君 いま局長の答弁のように、ぜひひとつ検討してもらいたいと思ひます。今後、御承知のように獣医師の資格は変わってきまして、農林省が法案を出しておりますけれども、近く私どものところへ来る予定ですが、大学を四年出ましてそして二年の経験を持たないと獣医師の資格を持ってないといふことが試験が受けられないという形になってまいります。そうしますと、これは獣医師の(一)と同じような処遇をしないとならないということにならざるを得ないだろうと思ひます。

ただ、先ほどお話しした五十三歳で行政職の三等級の十九号というお話がありました。記憶違いですか。十九号です。こういうのはちよつと想像を絶します。こういうことになつてはちよつとかな、三等級の十九号なんていなければならぬ。これはやっぱり二等級にしなければならぬ。ですから、やっぱり二等級といふものを考えなければならぬ。これは私は、普及員の給与をもっと少しばかり検討すればよかつたんですけれども、検討してないでこの基準俸給表によつて物を言つておる点もありますけれども、三等級の十九号というふうなものはこれは想像外の話で、困つちやうです。それは、そういう面について、やはり農林省が給与について三分の二の補助をしておるわけですし、さらに普及事業についても職員の設定費、俸給だけではなくて普及事業についても三分の二という負担をされるわけですから、そういう給与の面についてもやはり本格的な検討をなさる必要がある。しかも、人員が一万人を超すというふうなことで、仕事の面についてもすでに三十年の歴史を経てきておるわけですし、ですから今後ますます重要性を増さなければならぬ。人たちの問題ですから、私自身もこの俸給表等の検討をしてお伺いすればよかつたんですが、時間がありませんで申しわけないんですけれども、ひとつぜひこの俸給表の問題については真剣に御検討をいただくように要望いたしておきたいと思ひます。

それから、あとは普及員の補助の基準といふことが設置の基準といふことが、それが法律に基づいておるんです。法定をされておるわけですね。これは法律でつくつたというわけですね。現行法によりまして、この法律の中身を見ますと、都道府県への割り当ての基準といふのは、農業人口に依つた分が三割と、耕地面積に対して三割と、市町村の数に依つて二割と、その他二割と、このその他二割はネグレクトしてもいいやうなものだと思ひますが、これはいつ御決定になつたんでしようか。もう大分前の話じゃないでしようか。十数年前の話じゃないですか。私は、これじや、もういまや農業の内外の大変な激動の中で、こういうもので設置されますとこれは非常に問題があると、不合理性を持つというふうな心配をする、いつおつくりになつたんですか。

○政府委員(堀川孝彦君) この割り当て基準が設定されたのは昭和二十七年でございます。

○農園哲夫君 それはいかぬ。それはもうとんでもないです。二十七年の農業状況というのと、今日の農業状況というのは大変な変化です。これでやられたら、これはとんでもないことになつちやうです。これはやはり再検討する必要があります。私は思ひます。速やかにこれはやはり検討なさつてもらいたいと思ひます。これは耕地面積で三割とか、それから農業人口の三割もこれは問題あります。もし、すべての農家を相手にするといふ二十七年ごろの模様ならいいです。昭和二十七年ごろといつたらこれは増産時代です。積極増産時代、その時代は全農家を相手にした普及事業を考へておつたらうと思ひます。すべての農家を相手にした。その当時なら、これは農業人口あるいは耕地面積、しかしいまの農業状況からいって耕地面積で割り当てるといふやうなことをとりますと、これはえらいと思ひます。ですから、これは法定されておるわけですからなかなか変更できなかったと思ひますけれども、しかし今日の状況から言ひますと、これはどうも基準というの是非常に問題があると思ひます。不

合理性を持つていふいうふうに指摘をしたい。ですから速やかな検討をしてもらわないと、これでやりますと、やはり普及員の設置といふものが非常に不合理を持つていふ、こう思ひます。○政府委員(堀川孝彦君) 先ほどちよつと言葉が足りなかつたので補足を最初にさせていただきます。二十五年度の四月一日法律第八十六号でございまして、そのときの割り当て基準は農業人口、耕地面積、その他といふことになつております。その後二十七年に改正をいたしました。失礼いたしました。先ほど申しました改正後の姿、つまり現行法の姿になりました。先ほど私二十七年と申し上げましたのは大変間違ひでございまして、二十五年の四月一日にいまの姿になつたわけでございます。それ以前の状況は、農業人口と耕地面積、その他といふ三要素で割つておるということでございます。

それから、なお現行法の運用でございまして、十六条の二の割り当て基準は、農業人口、耕地面積、市町村、その他となつております。これは、毎年毎年の予算に計上しました補助金の割り当ての問題でございます。そのときその割り当てをいたします時点の農業人口なり耕地面積、市町村、その他の要素といふことでやっておるわけでございます。古い昔のものを固定して考へておるわけではございませんが、ただ先生の御指摘は、このような四要素によつての配分といふのは割り当ての考へ方として合理性を欠くのではないかという御指摘だと思ひます。そこで、むしろこれにかわる何らかの新しい基準、割り当て基準と申しますか、あるいは普及員職員の設置基準と申しますか、いろいろの言葉で言われておるわけではございませんが、私どもも普及員のたとえば設置基準といふものを、各県別にその基準を適用してみればこういふことであるといふやうなものが出ないかというように、いろいろと関係の方々からも御要望もござ

すといふこと、どうも農政のあり方によつて左右されている。言うならば極端に左右されているといふような言い方をしたいほど、この農業改良普及事業というものが農政の走り小使いをしていて、そういう印象を受けてしょうがないんですけれどもね。そういう面はやはり否定はできないけれども、余りにも農政のあり方によつて左右され過ぎるということは、これは改良普及事業というもの存在を危うくしているんじゃないだろうかといふ私は感じがしてしょうがないものですから、そこら辺の普及所、普及事業のあり方ということについて局長の考え方を伺いたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) 先生のおっしゃいましたその通達を改めて出さざるを得ないという事柄は、私どもも反省をしておるわけでございます。それによる効果も上がっているというふうな思ふわけでございますが、こういう通達を出さずに済めば、もとよりこれに越したことはないわけでありまして、基本的な精神は通達の出る前と後と別に変わっているわけではない。少し乱れているところを直したいという気持ちで出したわけでございします。特に普及職員が公権力の行使等とはもとより、一般の奨励事務等の事務処理に使われるといたうことは、普及職員の本来の任務から見まして、責務から見まして適当でないという認識は、普及制度の発足当初から一貫しておるわけでござ

いたす。ただ、先生のおっしゃいましたような表現で、行政とか農政の手先に使われておると申しますか、それに近い表現によるお話、御意見もいろいろと承るところでございしますが、これに付きまゝでは、私は、そのようなことがあつてはならないという趣旨でこの通達も出ておる、そういう意味では安易にたとへば兼職発令をいたしまして、という一般行政事務の事務処理に忙殺される、というのではないようにという趣旨を込めまして本通達が出ておるわけであります、その結果、私ども改善の実績といたしましては、兼務者数が五十一年の二月現在では百八人ございましたのが、七

十九人減りまして二十九人というところまで参ったということも一つの効果かとも思っております。

しかしまた、反面、いまおっしゃいましたような表現に近い言葉で言われている中で、多少誤解を受けやすい考え方というものもあることも事実だろうと思えます。それは、時の地域農業の課題あるいは国全体の農業の課題というものを解決いたすためにいろいろと広域にわたるプロジェクトを行う、あるいは適作目を選定してある作目を伸ばしていく、こういうようなことが国政の場でも農政の場でも、あるいは市町村地域農政の場でも取り上げられる場合があつて当然でございまして、そういうものに対して、普及事業の立場から普及事業として本来なすべき対応は、これは現体制において可能な限り対応しなければならぬというふうな考へておるわけでござい

ます。

そういう意味では、関係の農業団体、市町村農業委員会等々の機関と連携を十分保ちながら、農家のために適切な技術あるいは経営の方法の改善という視点に立つて幾つかのプロジェクトに対して御意見を言うとか、御相談に乗るとか、そういう対応は当然のこととしてあるべきでありまして、昨今その分野の領域、活動分野というものが広がつたということも事実であると思ひます。

そういうことから、普及員の方が大変忙しい思いをするというふうなことも現地、現地ではあり得ることでありまして、また現にそういう事態になつておるといふふうにも思つておるわけですが、その辺をできるだけ適切な対応をして、普及事業の基本的な任務を果たすという意味でそれに対応してもらいたいというふうにも思つておるわけでございます。これは、本来農家の方に接して技術なり経営方法の改善を持ち込むということでありまして、それと非常にかかわりのある大きなプロジェクトというものは、計画策定の段階から何も普及員の方がタッチをしない、物を言わないということだと、かえつて今度は農家に御

相談に応じていろいろ申し上げるという段階で矛盾が起きてくるということにもなりかねませんので、ある意味では農家の声を、たとえばそういうプロジェクトの推進、計画の策定等にも反映するということも、行政への農家の声の反映という意味で大切な媒介機能でございまして、私どもは、そういう趣旨での御協力ができる限りやらなければならぬものというふうにも思つておるわけでございます。

ただ、やはり「直接農民に接して」と法律に書いてございまして趣旨をできるだけ生かすという趣旨では、大変普及員の方も忙しい思いをする昨今でございまして、できるだけ普及活動のやり方、あるいは機動力の整備というふうなことで、人員、定員の問題との絡みがございまして、解決をしていく必要があるのではないか、普及活動の水準なり質の低下が起らないように配慮をしておる必要があるのではないかとこのように考へておるわけでござい

ます。

○鶴岡哲夫君 改良助長法の改正についての質疑がまだ終わらないうちに、またこの資金助成法の一部改正についてのまだ問答が終わらないうちに、私の時間が参りまして残念でありますけれども、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○委員長(橋直治君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案 以上両案を一括して議題といたします。

休憩前に引き続き、両案に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○粕谷照美君 私は、午前中に鶴岡理事が質問しました分と重なる分を除きますと、農業者大学校の問題と農村婦人の問題と、二つに重点が置かれるように思ひますので、その観点で質問いたします。

最初に、県農業者大学校のことばかりだと思つておりましたら、午前中に非常に重要な問題が指摘されたというふうにも考えました。それは農業者大学校で、農林省の設置するこの内容についてな

んですけれども、これが生まれた経緯、それをお話をいただきたい。

○政府委員(堀川春彦君) これは、鶴岡先生にお答え申しましたときのこの大学設置のねらいというところの中に、その趣旨、経緯をある程度反映をしておるわけでございまして、昭和四十年代に入りまして、それまでの高度成長、四十年代の初めはまだ高度成長の状況が続いておるわけでござい

ますが、そういう中で農業の担い手論というもののが非常に大きく登場してきたわけでござい

ます。

統計数字の示すところによりまして、離農者が高度成長のスピードと対応いたしましてふえてくる、そういう結果、農業の生産を担う方々の大半が婦女子化する、それからだんだんと年月をふるに従ひまして老齢化が進んでくるという状況が見られましたために、将来の農業を担つて立つような農業者像というものをここで想定をいたしまして、そして広い視野から地域の農業を引っ張つていく、また日本国全体の農業の発展に寄与するというような方を、そういう高い資質を持つた若い方を育成をいたしまして、農業の発展に

取り組んでもらいたいということが、いわば高度成長下における農業のしわ寄せを受けた面といひますが、そういうものの反省の中から生まれまして、各県でそれぞれいろいろの形で先ほど申し上げましたような農民の研修教育施設、これも昔は経営伝習農場というふうなことからだんだんと発展をして今日にまいつておるわけでござい

ます。

けれども、農林省自体がそういうことに真剣に取り組まないのはおかしいではないかという声が各

方面の有識者の間から高まつてまいりまして、そして先ほど申しましたような趣旨なりねらいというところで、この大学を設置することになったと承知をしております。

○粕谷照美君 そうすると、何というふうに言ひましようか、高等学校を卒業した人たちが、あるいはその程度の人たちがここに入るといふ農業者大学の学歴基準というものの関連はどんなふうになつておりますか。

○政府委員(堀川春彦君) 農林省農業者大学は、少数徹底教育で学生一人一人に対してその個性を開発し適性を生かしたすぐれた農業者を育てる、つまり地域農業のリーダーたることを初めから養成の目標に置いておるということでござい

ます。そういう観点から見ますと、三年間という研修教育の期間と合わせまして、やはり高校卒業程度の方を対象にし、かつ一年の実学といひますか、自分のおうちの農業に経験を持った方、もちろん三年間の教育期間を終えたら農業に就業していただく方というふうな、非常にしぼつた形で入校資格を考へたわけでござい

ます。

一方、今回私も考へておりますのは、それよりも幅広く考へまして、すぐれた農業後継者を育てるだけ多く養成をしたいという気持ちで始めておるわけでございまして、その際、現在新規卒業者の大半がと申しますか、八割くらいが高校卒の学歴の方であり、かつその方々は大部分が農業高校の卒業生であるという実態等をも参考にいたしまして、高校卒業程度の学力のある方が、たとえて言へば農業高校が主体をなすわけでござい

そこを目的としてやっております三年制の農林省の大学と、そこはやや性格が違うというふうにか考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 それでは、始まって以来送り出した卒業生ということになるんでしょうか、入ってきた人の数を年代別に言っていたいただけますか。質問通告ではなくて、午前中の質問をお伺いしてお伺いするものでしたら、ちょっと準備がないかもしれません。

○政府委員(堀川春彦君) 農林省農業者大学の入学生は、一期生が三十九人、二期生が三十八人、三期生が三十一人、四期生が二十六人、五期生が二十八人、六期生が二十八人、七期生が二十九人、八期生が二十八人、九期生、十期生はそれぞれ三十人、合計いたしまして三百十五人、これは卒業生も含みの数でございます。卒業生をいたしまして七期生までで約二百三十人でございます。

○粕谷照美君 最初から四十人なり、あるいは三十人なりということでは発足をしたわけですか、定員は。

○政府委員(堀川春彦君) 大体発足当初のころからしましては、午前中に鶴岡先生の御質疑の中にございまして、五十人程度ということを目途にして発足をしたわけでございますが、実際の学生数から言いますと、さつき申し上げたとおりでございます。

○粕谷照美君 そういふふうにいたしますと、最初鳴り物入りで始まった、その五十人募集を目標として教師陣営などもきちんと確保されたというふうに思いますが、その数が三十九人、三十六人、三十一人ともう三十台を低迷をしているという、その一原因というの何なんでしょう。

○政府委員(堀川春彦君) これは一つにはかなり高度な研修、特に座学がかなり多いわけでございますが、そういうことからしますと、何と申しますか、すぐ右から左へ役に立つということを必ずしもやっているわけではございません。そのこと

ころは、今度の農民研修教育施設の研修内容とはかなり違うというふうに思います。そういうことになりまして、おのずから一般的なこともかなり手を広げて研修をいたすわけでございます。で、そういうことからしますと、そういうものを志望するという方々をどういう形で知事に御推薦をいただくかというところに、一つのむずかしさというものがあろうかと思ひます。

なお、この農業者大学に入っておられる方の学歴、入校前の学歴でございますが、これは大体年によって変動はございますけれども、かなり農業高校以外の普通高校の出身者のウェイトが高いわけでございます。たとえば五十一年度では、普通高校、農業高校が約半々というぐあい、それから五十二年度の入学では、六、四の割合で普通高校の方が多いいというわけで、何と申しますか、かなり普通の教育課程を通じて、しかも農業というものについてのもう少し幅広い理解をしていただいた上で自分のうちの農業を継いでいただく、私はこれは一つの行き方でもあると思っております。

実学でその道のエキスパートになるということに非常に力点を置いた教育研修のあり方もあります。ところが、特定の層に對しましてはかなり幅広い研修教育をやっています、そうしてもちろん自分のうちで農業をやっておるわけでございます。で、農業にそういう面から習熟するということがございまして、こういう意欲のある方で、しかも幅広く勉強された方がむしろ積極的にいるの新しい取り組みに取組むという可能性もあります。で、これはこれで私は一つの特色ある行き方ではないかというふうに思っております。

○粕谷照美君 それにしても、三百十五人の入学者があつて二百三十人の卒業生ということになりますと、八十五人ですから、四分の一が脱落をしているという実態があるわけですね。この辺のところはちょっと問題点になるのではないんだらうか。

○政府委員(堀川春彦君) その辺は私の説明が言

葉足らずで申しわけありませんで、実は、さつき申し上げましたのは、第何期生ということでも五十二年の入学まで申し上げまして、その数を十期生まで申し上げたわけでございます。そのうち卒業をいたしましたのは、三年の教育課程を履修して卒業をいたしましたのは七期生まででございます。で、七期生と申しますと四十九年の入学でございますが、この卒業生の累計が約二百三十人、で、まだ在校生まで含めまして数えますと三百十五人ということでございます。

○粕谷照美君 農林省がやりになっているわけですから、そういう教育があつてしかるべきだとおっしゃる考え方そのものは私はわからないわけではございません。けれども、いま高等学校を卒業した子供たちの大体三分の一、三三、三三が大学教育を受けたら、こう進学を希望してありますけれども、それはもう単なる学歴主義のみではないんです。大学の教育を受けたら、それは、科学だとか技術革命の進展に對して、それに基づく企画だとかあるいは経営能力への自分も参加をしたいという、こういう要求があるからこゝろ出ていくんであつて、本当に農業をやる人たちは、ぜひそういう科学的なもの、技術革命へも自分はずっと参加をして勉強していきたいという、こういう農業をやる人たちが出てくるという、こゝろについては、私は心から敬意を表するし、ぜひそれは大きく前進をしてもいいというふう

に思つてはいるわけなんですけれども、しかし、人数が最初に希望していたよりも数が少ない。大体、卒業生を送り出すと、あれはよかつたぞ、おまえ行ってこいと言つて、こうだんだん生々發展していくというのが世の中の学校の常だということに思ひますけれども、生々發展していかないんです。そのところがやっぱり問題点でありまして、さつき局長は、各界の御意見なども伺つて、大学がよくなるようにしていきたいというお話をされましたけれども、私は、各界の御意見もさることながら、卒業した人たちが、在校している人たちが一体どのような希望を持っているかという

ことも十分考慮をしていただきたいというふうに思ふわけですね。それは、教育というのは与えるものであるかもしれないけれども、そうじゃなく、教育を受ける者の権利、それをどのように保障していくかということが重点でなければ、これはつづけてしまふのじゃないかという心配を持っているものですから、ぜひそのことをお願いしたいというふうに思ひます。

で、先ほど私が非常に疑問に思ひましたのは、この募集生が男ばかりだということですね。これをどのように、いま十年たった現時点でお考えでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) これは一つには、女性も共学の形でやるためには、宿舍施設その他かなり整備を要する問題があるというふうな物理的な、フィジカルな問題が一つあるわけでございますが、やはり基本的には、先ほど申しましたような農村におけるリーダーたる農業者を養成するということがからいたしまして、女性がそれに不適合だと申すわけじゃありませんが、まず当面男性から始めてみて、それでいよいよのところ定員に満たない三十名ということでもございまして、これはまず男性の方にできるだけ多く来ていただくような体制整備を図ることが第一だということに当然なるうと思つてございまして、これで所期の五十人程度集まれば、かなり成果を評価されるというところまで来れば、当然にまた次には次のステップとして女性の研修生の問題ということも考えるべき時期がいつ来ようかと思つてござい

ますが、そういういわば物事の順序、段取りの都合ということでございます。

○粕谷照美君 外務省も女を採用しないと言つたのが、こゝから女の人を採用した。それから、いろいろなところで、特に国際婦人年を契機に男女平等ということが言われているときに、いまの局長の御答弁では、女は農業の担い手ではない、女は農業の専門家にならない、リーダーにはなれないのだという、こういう考え方があつたというふうに思ふのですね。いま農業を担つてい

が老人、婦人だよとおたくの方で情勢分析をしているときに、なぜ男の人だけを集めなければならぬ学校が存在をするのか。いま高等学校で女子高生などというの、女子高生はおかしいから男も入れなさいといって、男性軍からどんどんどん入っているわけでしょう。男女共学がやられていくときに、なぜそんなところに農林省は固執をなさるのかということが私にはわからないわけです。その思想の根底には、やっぱり女はうちで仕事をするので、仕事は男なんですよという、この役割り分担の思想があるからでしょう。その役割り分担の思想というものを、国際婦人年を契機にして内閣総理大臣官房で出した婦人問題企画推進会議中間意見とか、国内行動計画から見ていけば、局長の御答弁というのはまことに後ろ向きで、本当になってないというふうに私は思うのですけれども、いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) 決して女性を差別待遇をするという気持ちで臨んでいるわけではございません。端的に申せば、さつきちょっとつまらないようにおとりかもしませんが、やはり男女共学の際に、これは三年間全寮制でやるということになっておりますので、女性の方を募集をいたします際には、ある程度の女性の方の募集のめどということも立てねばなりませんし、それ相応の宿舍設備というものも——これは別に差別ということではないに、それにふさわしい宿舍設備ということも考えなければならぬわけでありまして、その辺のかね合いを考えているだけでございまして、決して女性の中からは農村のリーダーは出ないのだというふうな気持ちでやっておるわけではございません。そこは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

○粕谷照美君 宿舎はお金が何とかなればこれは建つ問題だというふうに思いますが、私は基本的にそういう問題があるから、女の人ややっぱり農村のリーダーになつてもらわなければならぬから農林省としてはぜひこれだけの人数は確保したいという、そういう基本姿勢があれば私はできる

問題だというふうに思いますので、今後御検討いただきたいというふうに思います。特に婦人だつて、農村の熟練した労働者にならなければならぬ。そういう意味では御検討いただきたいというところをお願いして、この問題、農林省の農業者大学校については終わりたいというふうに思います。

それで、先ほど鶴岡理事が質問をされましたが、私が伺いたいなあと私は思います。学力の問題になるわけですが、選抜者があふれるところがありまね、県によつては。定員よりも多くなつて選抜者があふれるところがありますけれども、そういうところというのは大体選抜はどのような基準で行われているのか、御存じでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 全体的な姿を申し上げますと、五十一年の数字では、応募者総数が三千九百三人でございまして、入所をいたしましたのが二千九百十八人。したがって、競争率と申しますか、倍率で言うと、一・三ということになるわけでございます。したがって、〇・三分の方は入所していないわけでございますが、その中には気の変つたという方も少数いらつしやうとは思いますが、選考入所をやっております。原則的に書類によりまして試験等はやつておりませんが、面接をいたしまして、やはり二年間なり一年間なり所定の研修を受ける意欲があるかどうか、また研修を受けた後就職する意欲があるかどうかというふうなことで、それから全寮制で共同生活をやるわけでございますので、その辺について面接の結果、そういう事情も選考の中には含まれてまして、そして若干の人が入所できないということになっていくというふうに聞いていますのでございませう。

○粕谷照美君 そういうことになりましたと、面接と書類選考と言われますが、書類選考とは一体何が書類選考なんですか。質問が何か漠然としていたかもしれませんが、高校卒程度の学力を持つ者という、こういう前提がありますよね。そうすると、高校卒でなくてもいい

ということになるわけでしょう。高校中退でもいいし、大学を卒業していてもいいし、あるいは中学卒業生でもいいということになりますね。その学力というものの、高校卒の学力というものを判定するものは一体何ですか、どこで判定をするのですか。

○政府委員(堀川春彦君) これはこれから始まる研修教育施設の物の考え方でございますが、それにつきましては、おおむねという言葉をつけまして、厳格に高校卒でなければならぬというふうには申し上げておらないわけでございます。これはもちろん高校卒であれば学力があるわけでございますのでそれでいいわけでございますが、それ以外に高校中退ないしは中学卒でありますも、一定のたとえば普及事業の中でやつております研修制度がございまして、講座制研修というので、これは原則三年働きの研修をするという制度もございまして、そういうものの内容からいまして、高校卒程度と認められるというふうなことを認定をいたしますれば、これは講座制研修に限りませんが、そういうことで本人の人物等をも見きわめつつ、それは入所結構であるという扱いが可能であるように、そこは弾力的にある程度考えていきたい。ただ入所します方が、大ぜいの方が入所しますときに、極端に、何と申しますか、レベルに差があるということになりますと、その辺は全体の研修教育の効果を上げる上において問題がございまして、その辺の、何と申しますか、おおむねの目安というものは、おおむね高校卒程度ということにつけておく必要があるという意味でございませう。

○粕谷照美君 私、聞いていてもわからないのですけれどもね。高校卒業していても、こんなことを言うとも悪いのですけれども、卒業証書はもらったけれども、果たして高校を卒業したにふさわしい学力を持っているかどうかということについては、いま落ちこぼれの問題が大変世の中を騒がしているときに、あるのかどうかということとどこで判定をするのか。それと、中学卒業生でも、こ

の人はちゃんとこれからの研修にたえていかれますよというふうなことの学力を持つていて、持っていないということがどこで判定されるのかという、それが書類の中に何で出てくるのかという、それとの関連で伺っているわけですが。

○政府委員(堀川春彦君) それは高校の卒業生ですと当然農業高校が多いわけでございますが、校長先生の推薦をいただくというのと、改良普及所がこれにタッチをいたしまして、改良普及所はよく地域の実情にも通じておりますから、どういう農家の子弟であるということもございまして、やはりどういふ方であるということも改良普及所としても推薦をするというふうなことがついてまいらると思つてございまして、そういうものを総合勘案し、かつ面接をいたしまして適当だと思われの方を入所させるといふのが通常のやり方だろうというふうに思います。

○粕谷照美君 局長の御答弁は私には全然わかりません。わかりませんけれども、要は、この研修大学校の行つた二年間の研修にたえられる人間であればいいというふうに判断されれば特に高校を卒業してなくても結構だと、こういうふうな理解をして、できるだけ大ぜいの青年たちの学びたいという要求にふさわしい内容になるような、そういうものを私はつくりに出していただきたい。そういう指導を各県に行つていただきたい。特に農林省がかんでいるわけですから、そのことを要望してその次に移ります。

そうすると、農業高校を卒業した程度ということを一応の前提にしておりますと、それとどこにおける二年間のカリキュラムというものの、一貫性というものは一体どういふふうに考えていらつしやいませうか。

○政府委員(堀川春彦君) 一貫性と申しますか、連続性があるべく確保されるように、私どもはカリキュラムの内容について一応の基準となるべき考え方は示したいと思つておるわけでございます。ただ、しかし、これは各県、県のそれぞれの農業事情なり地域事情がございまして、余り画

一的なことはやりたくはない。基準となるべきものを示して、県の自主的な判断でそういう方向におおむね沿うということであれば、適宜工夫を加えて変更して実施してもらって差し支えない、そういうふうな考えです。

これと、それからしたがって、高校の教育との連続性の問題でございますが、これは農業高校のキャリアラムの問題も私もまだ勉強が不足の点はございますけれども、文部省とかねて連絡をとりまして、それから産業教育審議会等における論議の過程等も私も勉強させていただいておりますので、目下文部省はその問題の実現について鋭意取り組んでおる最中でございますが、主として審議会の報告の方向は、農業高校、職業教育といえども高校教育はやはり基礎的な面を重視した方がいい。もちろん実習的なものも農業高校でありますので取り入れてやるわけでございますが、そういう面では、わが方の農民研修教育施設の方はむしろ実践的な実習の方と理論との連係をうまくつける、こういうことでございまして、どちらかと言えは基礎的な部分を農業高校でやっていたら、実際のところはその延長線上の理論とともにこの研修教育施設でやる。そして、農業に入ればすぐにそれが役立つし、将来の経営の発展にも大いに寄与する、こういう基礎並びに応用力というものを兼ね備えた研修ができる、こういうことにしたいと思っておるわけでございます。

○粕谷照美君　そうすると、その学校の指導職員に、普及員それから大学の先生あたりから講師にきていただいていたって、こういうふうになつていくわけですね、その普及員というのがこの教師になれる、教員になれるという割合ですね、大体どの程度の人数を予定していらっしゃるのか。そういうふうにしていくと、現在いる普及員の中から引張ってきて、こちらの普及員はただでも数が足りなくなっているのに、ますます足りなくなるといふようなことはないのでしょうかというところをお伺いします。

○政府委員(堀川春彦君)　現在の置かれております研修教育施設には、普及員の資格を持った方がすでにかなり指導職員として配置をされておるわけでございます。もちろん、現行法のたてまえから言いますと、普及員であるというわけにはまいりません。今度は、そういう方々の中で適任の方は二年制の研修教育をやる指導職員に普及員としてなれるということに相なるわけでございますから、もちろん現在改良普及所に属して活動をしておられる方の中で適任者があれば、そういう方々を充てるということも可能なように道を開いたわけでございますが、適宜その辺は普及の現場との交代ということも、全体の普及事業の発展のためには大変有意義なことではないかというふうに思っていますので、今回普及職員の方がこの指導職員につけるといふことになったのを契機に、現在の改良普及所に属して普及活動をしている人の中から実員が相当数移ってくるということに直ちにあらぬわけでございます。

私もとしては、全体の普及職員の中で農民研修教育施設に属して指導の職に当たる方のおおよその数の目安といたしましては、一コース一人というところで考えまして、最低五コースというふうな考えまして、全体的な姿といたしまして約二百人程度は普及員として指導職員の任に当たるといふ姿になるという一応の想定を持っておるわけでございます。

○粕谷照美君　私は、農業者大学校における女子教育といふのは一体どのように行われるのかというところを伺いたいと思いましたが、あと時間がありませんからその問題には触れませんが、あつて、ここにおきまして、私は農村における婦人が本当に農業を支えていく担い手になっていくんだという自信が持てるような、女だから裁縫だ、女だから料理だという、こういうことに重点を置き過ぎるような教育だけはやめていただきたい。こういうことを要望をして、それはまた私の要望にすぎないとお考えになるかもしれませんから、そういう問題点についても十分御討議をいた

だいてやっていただきたいということを要請したいというふうに思います。では次に、農村婦人の問題に入っていきたいというふうに思います。農村婦人は大変だということが、総理大臣が本部長であるところの婦人問題の企画推進本部のいろいろな意見からも、報告がされていく中で、特にこの中間報告書においても、農村婦人についてはその過重労働について検討が必要であるということがうたわれておりますし、国内行動計画の中にもそのことがうたわれております。そして、特にそういういろいろな問題点を解決するためにも、十分に指導を行う所要の生活改善普及職員を配置しなければならぬんだというふうなことを言われているわけなんです。私はそういう意味で、農村問題でまず第一に挙げなければならぬというふうなことは、農村婦人の農業経営の学習意欲を増大させるためには一体どのような方策を農林省あるいは改良普及の仕事として取り組んでいこうかというところが一つ、農村婦人の問題点で、次に肉体的な問題としては非常に過重労働だということが指摘をされておりますが、健康モデル地区の育成事業において、一健康管理体制の進め方が本当に効果を上げていっているのかどうかということについても伺いたいというふうに思っています。

さらにまた、農村婦人でなかなか農家のうちに嫁に行かないという話がありましたが、それは肉体的に大変なだけではないで、やっぱり精神的にも非常に重いものが、重圧があるというところで行かないというふうな考えられるんですが、その社会的な歴史的ないわゆる慣行的な問題について、どのように積極的に取り組んでいっているのかという具体的な話も伺いたい。

さらにまた、家庭生活なんかでありまして、主婦は仕事も一人前に仕事をしない、子供の教育もやりなさいということでは非常に大変なことで、家庭の中においては家族がみんな協力をして家族

の責任でこの家庭を維持していかなければならぬんだという、こういう思想的なものを教育をする場所というのは一体どのような場所で行われているのか。そういうものにかかわっている普及員の役割というふうな点についてのお話を、まず最初に伺いたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君)　大変広範なお尋ねでございます。まず第一に、婦人の農村における役割でございまして、申すまでもなく、農業の担い手でありかつ家庭管理の責任者でもあるという、二重の重責を担っているというふうに思っておりますのでございまして、農業の面での担い手という中に六割以上もの、しかもお年を召した方もかなりふえてきたというところで、農業生産に従事することは必ずしも好ましい傾向ではない。むしろ、農村の婦人がより多くの時間を家庭の管理に費やせるような状況、子弟の教育なり、円満な家庭の管理ということに費やせるような状況が一日も早く来ることが理想でございます。ただしかし、婦人が農村におきまして自分の御主人と御一緒に農業にいらして暮らすというのも、これも一概に農業に否定的なものではないでございまして、問題はこういうふうな夫婦が職場をともにして、しかもそれからも支配をされず、しかも自分の創意工夫を生かしてやれる職業というふうなものは確かに多くはございせんから、したがってこの婦人労働の適正な管理とそれから家庭の管理というものが両立をし、しかも子弟の教育にも遺憾ないような状態がつくり出されるということが理想だと、こう思うわけでございまして、そういう観点に立つて私も問題が山積していると思っております。

まず第一には、かなり過重な農業労働に従事した結果、あるいはしつとある結果、健康を害しておるといふような事例が出ておまして、これは先ほど健康モデル事業のことでお尋ねがありました。現在進めておりますのは、特定の作目、主作

目について健康との関係がどうかということにほつてより深い分析をする、そうして課題を見つけて、これは御婦人ばかりにも限りませんが、その主目である作物の作業形態と農村の健康というもののつながりをどうつけていくか、どこをどういうふうな農作業を改善すればよい健康というものが保てるか。また、栄養のある食事をとり適切な休養をとるということも、大変健康の維持には重要でございます。農作業の合理化、改善とともに、そういった問題もあわせて総合的に講ずるということでないかと農村の健康は守れない、この角度で具体的に地域、地域で実情を把握し、その課題を設定をしてそれに対する対策を考えて、できるところから進めていくというのが健康モデル事業でございます。

以前は、もう少し広範に農業従事者の健康状況というふうなものを調べたことがございますが、ずっと歴史的な沿革をたずねれば非常に古いこととございまして、農家の生活改善のグループというふうなものが非常に多数結成をされて、大体全国で一万六千、それに属するグループ員は三十万人と言われておりますが、そういう方々の活動の一つとして、こういう健康問題に取り組んでずっと続けてきておるといふ長い歴史があるわけでございます。

したがって、単年度、単年度で予算で助成をして何をやったということよりも、私どもは長い生活改善普及事業の積み上げの中でそういうことに取り組んで、課題を一つ一つ解決をし、それをたとえば農作業の前傾姿勢の多い露地野菜栽培というものをやっていくときに、どういう工夫をすれば腰が曲がらないような形で作業の疲労度が増さないような形でできるかというようなことを具体的な形で取り上げてそれを一つ一つ解決をしていく、そういうような積み重ねの仕事の積み上げの上に立つて健康の問題は考え、また推進をしていくということであると思ふわけでありまして、思想的な問題等も含めましてお答え申し上げたつもりでございますので、お答え漏れがございましたら追

加をしたいと思ひます。

○粕谷昭美君 たとえば労働者ですと、労働組合だとかが前面に立ちまわして企業の側と交渉しまして、労働科学について研究をしていくというふうな、そういうシステムをつくらせることができるわけですね。たとえば農村労働科学、そういうものを普及員にだけ任せられているのですか、そういうグループにだけ任せられているのですか。農林省として具体的に医者だとか統計だとかいろいろなものを入れながら、これはこのように改善をしていかなければいけないというふうなそういう具体的な措置があるのかどうかということを知っているわけですね。いわゆる健康モデル地区育成事業というものは、そういう科学性を持った研究というふうなものは行われているのか、そして全国的にいろいろの形のものの調査の統計というものが行われているのかということですね。

○政府委員(堀川春彦君) 私どもの活動は地域地域の現地に即してやっておりますので、何と申しますか、他の一般の業務統計のごとく全国を網羅したものが出てまいるという形に必ずしもなっておりません。しかし、できるだけ生活改善の普及の仕事が、いま言ったような大きな問題に取り組んでできるだけ能率的に、しかも普及の効率も上げて進むようにするために、先生御指摘のような専門的な角度からいろいろお知恵を拝借するという道が必要でございます。したがって、私ども中央の段階で農村生活総合研究センターを設け、これに対して助成をして、広い角度から専門家を寄せていただいております。この結果を末端の普及所の方に流すというふうなこともやっておりますし、また生活改善技術研修館というふうなところ、全国の現場でお働きになった経験者、これはグループ員の方もございまして生活改良普及員の方もございまして、上げてまいりまして、そこでもって全国統計というふうな形ではあります、集約をいたしまして、次の生活改善普及事業の推進に資していく。その他全国大会とかということもやっておりますわけでございます。

が、私は一番大事なことは、余り高度なことを持ち込むというよりも、現場には幾らでも問題が山積み転がっているわけでございます。そういう問題を課題設定という形で一定の問題意識のもとに整理をして、それに対する対策を地元で考えていただいて、それに対する普及員の方のお手伝いのもとに、できるところから生活改善に向かつて進むと、こういうことが非常に大事だと思うのでございます。

そういう趣旨で、私どもは婦人セミナーの開催でございますとか、健康の問題につきましては、特に健康モデル地区対策事業のほかに農業団体とタイアップした形で健康推進の特別事業というものも、これはPR、啓蒙普及的な活動が主になるわけでございまして、今年度の予算に新規で計上していただきまして、そうして現場の仕事重視して進めていく。そう高級な形ではございません。かみ砕いた形で中央からそれに必要ないろいろの情報なり資料を流してやるというふうな形で進めることが、一つの特色になっております。この特色は、今後ともその長所を生かしつつ進めたいというふうに思っているわけでござい

す。

○粕谷昭美君 特色があることも認めますし、私は農業改良普及員の方々が非常に努力をしていらっしゃる、大変な努力をしていらっしゃるということも認めているのですけれども、しかしそれにしても、まだまだ農村婦人の産前産後の休暇なんて、具体的なことをいま局長おっしゃったから、そんな詳しい科学的なこととか学問的なことなど、具体的なこととおっしゃいましたからそのことに触れますけれども、産前産後の休暇なんて、農林省の統計の発表そのものを見ても非常に少ないわけですね。短いわけですね。健康だから間に合っているからいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんけれども、実はそうじゃないんです。私も新潟ですけれども、最初に下宿した家のおじいさんがいわゆる卒中ですと長いこと寝ているわけですね。そのおじいさんに対しておばあ

さんがなかなかめんどろを見てくれないというんで、おじいさんが床の中から文句を言うわけですね。と、そのおばあさんが何を言ったかというとおまえそんなこと言うけれども、おれは二番目の子供を生んだとき五日目のときに、田植えの忙しいときだった。そしたらおまえがやってきて、おれの寝ているまくらをけつ飛ばして、この忙しいときにいつまで寝ているんだと言った、あの恨みは忘れられないと言ったことを言ったんです。それを聞いて、いまでもこれは忘れられないんです。四十年たっても、まだその言葉が忘れられないんですよ。

それは、女の人にとって産前産後を休みなさい、産後を休みなさい、このことだけを教育したのでは間に合わないのだという気持ちでいっばいなんです。やっぱり男の人にもそのことをきちんと教育していかねばならない。そういう意味で、この農業改良普及員というのが本当に農村地区を改善していくという、婦人を守っていくという体制になっているかどうか。女だけにこの教育をしていけばいいんだという体制にあるんじゃないかということ、私はさっきから心配しているものですから、農業者大学校における教育は一体どうあるのか、農業改良普及員というものは地域における婦人を大事にしていく、過重労働からもなくしていくという課題に対して、どのように具体的に取り組んでいるかということ、さっきから伺っているんですが、局長の答弁は本当に優等生の答弁で、何といひますかね、具体的な問題に悩んでいる人に対する答弁には何かなっていないという感じがいたしますが、もう一遍お答えください。

○政府委員(堀川春彦君) 大変答弁が当を得ておりませんで恐縮に存じますが、いまの産前産後の休養ということに例をとられまして健康問題対策でございます。私ども改良普及組織はこの問題にかねて取り組んできたところでございまして、累年の普及活動の実績等もありませんが、一番最近の申しますと、昭和五十年の活動実績中、母

○相沢武彦君 各地域における農作物の耕作の状況もかなりここ十数年の間に変化を来しておりますが、普及員の稲作、畜産それから果樹などの基幹作目についての配置状況というのは、どういう変化を示しているか。

○政府委員(堀川春彦君) お尋ねの点は、専門改良普及員の部門別の配置状況と思うわけでございますが、これにつきまして比率で申し上げますと、五十年実績では、全体を一〇〇といたしますと、一般作物関係が約二五％、野菜の関係が二三・五％、それから果樹関係が一五・四％、それから花卉、花でございますが、これが五・八％、

工芸作物が二・〇、畜産はかなり多くて二一・三、農業経営が五・三、農機具が〇・七、病害虫が〇・四、土壌肥料が〇・二、青少年が〇・五というところでございます。

○相沢武彦君 だんだん農業が近代化、また農業経営なり技術面なり、多岐にわたり複雑化するわけですが、こういった配置状況で現在ではバランスがとれているという判断ですか。それとも現地の方から、こういう部門が非常に不足であるといった面に対して、農林省としてもっと配置を変えるべきではないかという要望等は来ていませんか。

○政府委員(堀川春彦君) 現地の要望等、いろいろ現地の声を聞いてみますと、地域地域によって差があるのでございますが、総括して申し上げますと、最近伸びつつある畜産でございまして、野菜、そういったようなところが若干手薄ではないかというお話を聞くことが多いわけでございます。

○相沢武彦君 北海道においても、最近かなり特に天北地域あるいは根釧地域、こういったところの、もともと酪農が盛んでしたけれども、さらに食肉畜産関係も漸次ふえてまいりまして、特に畜産関係に対する普及員の要求というものは強いと思われんですが、この点はどのように現状把握されておりますか。

○政府委員(堀川春彦君) 北海道は畜産の主産地域でございますが、全体の専門普及員が四百七十八名配置をされておりますが、その中の二百名、つまり半数までいきませんけれども、というのが畜産の担当ということになっておりまして、かなり力を入れておる方だというふうには思っております。比率からすればそうでございますが、しかし先生のおっしゃるように、あれだけの大きな畜産地帯というものを担当をしておる普及員の数として十分であるかどうかという点については、まだ問題が相当あるのじゃないかというふうに思っております。

○相沢武彦君 米作については、かなりいわゆる

寒冷低温地帯における稲作の研究というのは相当進んでいるようですし、伝統もある。また、農家自身の研究意欲というものは旺盛でありますので、かなり少数精鋭でやっていくという感じなんですが、最近力を入れてやっている畜産関係は、やはり専門技術者といえますか、そういった点多少不備はないかという気もしますので、今後のこの配置についてそういった点十分考慮をすべきであらうということをお願いしておきたいと思っております。

次に、農業改良普及事業、それから生活改善普及事業の本年度における主目標、これはどういうふうになっているか、簡単に結構ですから説明してください。

○政府委員(堀川春彦君) 五十二年度におきます普及事業の重点施策といたしましては、一般に改良普及事業が従来から取組んでまいった線の強化を図ることはもちろんでございますが、特に予算関係等で主として取り上げて重点を置いているものについて申し上げますと、まず農業改良関係につきましては、第一にはいまだ御審議をいただいております農業後継者に対する研修教育の充実強化を図るための改良助長法の改正、この改正ができれば、同法に基づきまして助成措置を講じて研修施設の整備を図るというのを第一に挙げております。

次に、普及事業との関係を持ちながら、市町村が関係機関の協力のもとに地域ぐるみで推進をいたしますところの地域農業後継者育成対策、これは新規の予算でございますが、これは中がいろいろメニュー方式になっておりまして、学校との連携もとりながら進めるといふ仕事になっているわけでございますが、それがございまして、それから農業なり農村の変化に対応しまして普及活動を強化していくという観点から、土地改良地区の営農改善について特別指導事業を従来からもやっております。それから中核的農業経営者の育成等の特別指導事業というのもやっておりますが、これを計画的に拡充実施をする。それから新たな施策

といたしまして、特別指導事業でございますけれども、裏作麦などを、麦増産が叫ばれて久しいわけでございますが、内地の裏作麦の生産振興によって増産を図るという大きな目標を国としても掲げておるわけでございますが、そういった問題に対処するため、また水田の転換ということも含め、それらの特別の総合的な水田利用ということをも促進するための特別指導事業ということを円滑にやりたいというふうに思っております。

生活改善関係では、先ほど御質問もございましたが、農家生活の自主的グループ活動育成のための施策などの強化を図っていくほかに、婦人の農業生産への適正な参加等につきまして検討いたしますところの婦人農業従事者セミナーというものを、新規の予算として計上をしております。それから農村婦人が共同学習をいたしましたり、技術交換をしたりという場を提供するという意味で、農村婦人の家の設置事業を新たに開始するということ。

それから生活関係では第二に、農業者の健康の維持増進のための事業としての先ほど申し上げました農業者健康モデル地区育成事業の拡充実施、それから農業者の健康増進のために農業団体とタイアップして行くとする健康増進特別対策、こういったことが来年度の予算関係での重点施策ということになっております。

○相沢武彦君 いま局長御説明のように、この普及員の人数がわが国農業の振興とまた後継者育成のための重要な役割を担っているわけでございますが、したがって普及員の質的向上というものが非常に大事になってくるわけですから、この普及員に対する研修について現状どうなっているか、また研修に当たる担当者、担当所管官庁及び予算措置、これもあわせて御説明願いたい。

○政府委員(堀川春彦君) 先生御指摘のとおり、普及員の資質を向上し、普及活動の充実、効率化を図るという観点から研修が非常に重要でございますので、私どもの方の農業関係の研修といたし

ましては、新任者研修とか所長研修はもちろんのことでございますけれども、一般研修、これがかなり対象人数は多いわけでございます。大体四千二百人ぐらいを対象に十日間やります。これは実施主体が県でございますが、この予算は約五千万でございます。それから大学の留学研修というのをやっております。これはかなり専門的な知識、技術の深化を図るという趣旨でございますので、三百人、一カ年、実施主体は県ということ、この予算は三千二百万円でございます。ちょっと申し上げましたが、さきに申し上げました一般研修の研修担当者は専門技術員なり試験研究機関の職員、それから学識経験者で適切な方ということが研修の指導担当職員でございます。それからいま申し上げました大学留学研修は、申し上げるまでもなく大学教授が直接研修指導に当たる、それから海外研修というのがございます。これは特殊な性格でございますので、三十七人、大体三週間程度、これは実施主体は海外研修でございますので国ということにいたしております。これの予算は一千万弱でございます。それから特別研修というのがございます。当面する重点施策の中で特に普及活動を展開するために必要な研修を行うということで、これは一普及員一人程度、つまり六百三十五人程度、十日間、これも実施主体は国でございますが、研修担当者は研修のため特別の指導員がございまして、それから外部から、学識経験者が適任者を連れてくるということになっております。

それから生活改良普及員の関係ではこれも幾つかあるわけでございますが、技術強化研修というのがあります。これは四十五日間ぐらい、四十七人、一県一人でございますが、実施主体は国で、これは研修指導員、学識経験者などがこれに当たります。予算は千八百万ばかりです。広域担当者研修というのがございます。これは広域担当者、これも一県一人、十日間、実施主体は国で、研修指導員なり学識経験者が当たります。それから

す。また、生活改良普及員の学歴別構成ではさつき申し上げましたが、最近の採用状況では、やはり短期大学卒程度が主体であるというふうに見ております。

○相沢武彦君　そうしますと、予算定数に今後將來満たしていこうとすると、農林省としては、五十年年度では新規採用は全体の一割ということでしたけれども、新規採用をどのぐらいまで引き上げなければならぬという見通しを持っていらっしゃるんですか。

○政府委員(堀川春彦君) これは、普及職員の配置の状況をできるだけ好適な状態に維持をするというためには、退職をした方、それから何らかの事情がございまして普及事業からほかの部局にかわられた方、これが年間五百人前後全国を通じてあるわけでございます。農業と生活を通じてのお話でございますが、こういう方の後をどういう形で埋めるかということになるわけでございますが、転入者がかかりの数いるわけでございます。

大體、先ほども申し上げましたが、新規採用が二百十六で、それと同数が他の部局から普及員の資格を持っておつて普及事業の中に入つてきたということが五十年の実態ではあらわれております。

したがしまして、新規採用で穴をどの程度埋めるかということにつきましては、これは県々の実情なり方針もありでございますが、できるだけ転出なり、退職の方は特にそうでございしますが、高

年齢の方が退職をされた後は若年の方を補充されるか、あるいは新規に採用をされるということが望ましいというふうに思っております。具体的に数をどのくらいということは、なかなか総体的な

こととしては言にくいと思っております。

○相沢武彦君 各都道府県ごとにいろいろ事実上格差は出てくると思うんですけども、把握だけはひとつしっかりしていただきたい。

普及事業を実際に行う段階として各都道府県の行政機構の中にあつて実施されるわけですから、いろいろむずかしい問題が発生することは十分予測がされます。そこで、五十一年一月に農林省が

「協同農業普及事業の運営の適正化について」こういう事務次官通達を行いました。が、なぜこういう通達を出さねばならなかったのか、その背景と農林省の真意ですね、それから内容、これを簡単に説明願った上で、この通達に示された普及所の数、機構、それから普及職員の業務、それから普及職員の設置についてその後それぞれどうなったのか、その点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○政府委員(堀川春彦君) これは、昨今の農業農村を取り巻く諸情勢まことに厳しい中で、農業の発展、展開を図るためには普及事業が非常に大事な役割りを果たしておるといふ認識でございますが、それにもかかわりませず、一部都道府県におきまして普及所の機構を独自に変更するとか、職員の設置数についてその県の考えだけで削減をしていくとかいうような、普及事業の将来にとってかなり基本的なゆしき問題が出てまいったということを背景といたしまして通達をしたわけで

ございまして、通達の内容の主要な第一点は、普及所が一般の行政事務等を分掌する地方事務所等とは異なりまして、普及活動を総合的かつ効果的に実施するための中心的な機能を果たすべきものでありますので、普及所の数でございましてとか、その機構等を変更しようとする場合には、都道府県は地方農政局長に十分事前に協議をしていただきたいということが第一点でございます。

第一点は、普及職員は、直接農民に接しまして農業または農民生活の改善に關します技術、知識の普及指導に当たるといふことが、法に明定されております職務でございますので、その職務専念の点を明らかにしたいといふことで指導したことでございます。具体的に申しますと、理由のない兼職は慎んでいただきたいというのが趣意でございます。

第三点は、普及職員の設置は、数の問題として非常に大事な問題でございますから、その設置数を変更する場合には、地方農政局長にあらかじめ協議をしていただきたいということでございます。

す。

大体主要な点はその三つでございまして、まあそういう通達を出し、かつその通達に基づいて具体的にヒヤリングを通じ、あるいは先ほど御答弁の中にも申し上げましたように、農政局が県庁へ出向いて指導をするというようなこともあって、たとえば普及所が一般の奨励事務等を所掌する農林事務所の所轄のもとに入るといふような動きが一部に見られましたが、そういう動きはチェックをされまして、県庁の方でも考え方を改めていただけて、いまのところ御連絡をいただいているの機構改定等については、大体いまの段階でそう懸念をされるようなものはないかなというふうに見ております。

それからなお、普及職員の兼務問題につきましては、この通達の出る前後の状況といたしまして五十一年二月の数字がございましたが、全体として百八人兼務職員がおったわけでございますが、五十一年、一年後において二十九人と、かなりの数

兼務職員を減らしたということが成果として上がっておりま。それから普及職員設置数につきましても、五十一年三月三十一日の対前年の設置数の減は百五十人でございましたが、この通達の出ました以後の五十二年度の設置計画は、一応われわれが把握をしております数は、対前年二十二人の減ということとどまりそうでございます。

○相沢武彦君 大分通達を出されてから改善をされたというお話ですが、昨今、地方自治体の赤字は非常に深刻になっておりまして、やはり農林省の指導監督あるいは連携、これが緩まらずと、どうしても普及員の定数の補充が相変わら

ず満たされない、あるいは普及員が県の事務職員と同じ行政事務の仕事をされる、いわゆる兼職の問題がまた復活するんでないかという懸念はどうしてもぬぐえないわけでありまして、普及職員の

現時点における要望としても、やっぱりこの定数の完全設置と業務の明確化、これはもう相変わらず強い要望になっているわけでありますので、この点は今後も県当局ともしょっちゅうやはり連携

をとつて緩まないようにしていただきたいと思ひます。

それから、今回の改正点である、補助金が負担金に改正になったところですけれども、これは従来の補助金から見ますとまあ前進された改正点で評価ができると思います。ただ問題は、従来からの事業費に対する国の費用負担の割合、これが低いということ、この農業改良事業もまた同じように地方財政の非常な重荷になる、超過負担の一端となっているということも事実でありますし、こういうことが結果的に普及職員の現場での問題点となつてはね返ってくる、こういう実態であります。そこで、農林省として今後この点についてはどういふふうな態度で臨んでいくのか、その施

策がよほど確立されなきゃならないと思うんですが、たとえば、国が三分の二ないし二分の一の補助をすることになっているのでさえ、実際にはまだなかなかそこまで至らないというところが多いようであります。五十年度の国の費用負担の実態を

見ますと補助率三分の二の農業改良普及職員の設置費が、六七％近く負担をしなければならぬところ、総額は三百六十四億七千四百十二万に對して國庫補助が百九十五億二千二百六十九万円、五三・五％にしか達してない、こういう実情のようです。また、農業改良普及事業費については、総額が二十五億七千七百五十八万円、これに對し

て国庫補助が十一億六百四十七万円と、二分の一負担であるので五〇％なければならぬところ平均四二・九％。まあこういう現状は早く改善をされなきゃならないと思うんですが、これに対する農林省の所見を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) いま先生が御指摘になりました実態につきましては、これは協同農業普及事業年次報告書の中に出ております経費の支出金の関係の報告からとられた数字と思うわけでござ

「違いますか、いまそこで先生の御指摘になりましたその比率等が三分の二に満たない分がまるまる超過負担であるというふうには私も考えておりません。」

その理由は、超過負担というものの見方にもよるわけですが、給与ベースの地方、中央の差、それから助成をいたしますときの標準等級号俸の問題、いろいろ関係をしているわけですが、まして、そのほかに先ほど来私の申し上げております、ある程度年数がたつてまいりますと人の入れかえというようなことが影響してきまして、それが実質上ギャップになって出てくるというような問題、まあいろいろございまして、これについては実は過去の経緯から言いますと大変問題になってまいりまして、五十年で補助基準等級号俸の平均五号アップを実現いたしました、補助額ベースで十八億円の当時自治省と大蔵省と私どもと三者で考えました超過負担は解消したということになっております。いろいろの問題、事情から、再びこういうことがないように気をつけてまいりたいと思ひますが、適当な段階ではさらにチェックをして、もし是正すべきギャップが出ておるといふことになれば是正の措置をとりたい、その方向で努力をしたいと思つております。

○相沢武彦君 確かに、超過負担の見方によっていろいろ分かれることだと思ふんですけども、地方自治体の超過負担というものは中央の政府の皆さん方がお考えになつて以上深刻でして、その重荷がどつかにしわ寄せをされていくというのが現状なんです。特に、この普及員のよう、国である程度の補助を行つてはいても十分にやない。しかも、身分は県の職員であるといふ形態のところへ、どうしてもはね返りやすいといふ実情であります。普及員の設置状況を見ますと、五十年で専門技術員は充足率が九五・七%、普及員は九八%という状態です。低い県ではようやく九〇%に達している、こういうところもあるようでして、こういうような普及員の定数不足、欠員の不補充、県の一般行政事務との業務をさせられているというところは、繰り返し申しましたように、やはりここに問題の一端が原因としてあるのではないかとすることはどうしてもぬぐい去れないですね。そこで、今後円滑な普及活動の

推進を図るためには、やはりその原因から解決を図らなきゃならないと思ひますので、農林省としても努力をされている点はわかりますが、再度明快なことで御回答を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほどの通達の趣旨に沿ひまして私も努力するとともに、なお先生の御指摘の基本的な点に立ち返つての検討は今後も続けまして、これは自治省がどう言うからというようなことでなしに、私も普及事業を伸ばすという立場に立つての検討を深め、所要の措置はその検討の結果とりたいというふうに思ひます。

○相沢武彦君 ぜひその点は、いまおっしゃったとおりにしつかりやつていただきたいと思ひます。

今回の改正点である農業者大学校についてですが、五十二年度においては二十校開設の予定だと、こう聞いておりますけれども、求める研修生の定数、それからそれに対する応募状況は現在どのようになつてゐるか、現時点で把握した数だけで結構ですから、お知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 現在の段階で確定的な予想は困難でございますけれども、私も午前中の質疑にお答え申し上げましたように、毎年の入学者、これは二年の期間を経て卒業者ということになるわけでございますが、大体三千ないし四千のレベルを一応当面の目標として確保したいというふうに思つておるわけでございます。

○相沢武彦君 この二十校についての設置基準がどうなつてゐるのか、また施設の整備の内容について具体的にどうなつてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) これは研修教育施設は地域の特性がございまして、いろいろ履修課程をいたしまして、畜産、園芸、農産等、その中にまたさらに専門を分けまして畜産で乳牛とか肉牛、養豚、養鶏、園芸では果樹とか施設野菜、花卉等、それぞれ分かれてまいらると思ひわけござ

います。それをどういう組み合わせで置くかというところは、県の自主性、主体性というものを尊重し、私も十分相談の上で決めてまいらるということにしたいと思ひます。

いづれにいたしましても、現在五十カ所、一カ所ふえまして五十カ所になつておりますが、その研修施設を母体にしたが逐次整備を図つていくということでございますから、現在の施設規模等にある程度制約をされる面が出てくるのはやむを得ないこと等一面あるわけでございますけれども、どういふ作目の研修をやるには大体このくらいの土地とどういふ施設が要するといふようなことは、標準的なものとして県とも十分御相談の上お示しをしたいと思います。

○相沢武彦君 この農業者大学校の教員についてなんです、従来の県の農業者研修施設の指導員は県の一般行政職員と普及員とで当たつたようですけれども、この農業者大学校の教員については一体どういふ資格の者を充てるのか、またその身分はどうなるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 研修教育施設の指導職員は、現状でもかなり普及員の資格を持った方がおられます。それ以外の方もいるわけでございます。身分といたしましては、従来いろいろ農業者大学校というような言葉を使つた県庁の付属機関になつておるわけでございますが、その所属職員ということで指導研修に当たつておるといふふうに考へておるわけでございます。今回はその中で、これが新しい農民研修教育施設ということで認定をされますと、そこには普及員の資格を持つたまま指導研修に普及事業として当たれるといふことになるのが大きな差となつてまいらるわけでありまして、当然のことながら、その職員に対しまして人件費の三分の二というものの助成は普及事業の助成から出てまいらるというふうになるわけでありまして、五十二年の予算で計上しておりますが、この予算の中から、先ほど先生の

お触れになりました望ましい施設基準に達するまでの整備を図つていく。これは単年度ではなかなかできないものがあるかと思ひますが、計画的な整備を図つてまいらるということにしたいと思ひます。

○相沢武彦君 人件費の方の予算措置は助成がされるということと心配ないからいいんですが、普及員がこの農業者大学校の教員として行つた場合、たださ定数を満たしていない状態なのに、普及活動に支障を来すのではないかと心配点があるんですが、この点についてはどういふような見解をお持ちですか。

○政府委員(堀川春彦君) いま行つております農民研修教育施設の指導職員の任に当たつております普及員の資格を持った方、これは適任者であるから、そういうところで後継者たる青少年の研修に当たつてゐると思ひわけございまして、もう一遍新しい角度からさらに慎重に見直すということもあるかも知れませんが、そういう方を指導職員にそのまゝ充てるという場合もかなりあるかというふうに思ひます。また、現に普及所に属して通常の普及活動をしておられる方の中から、適任者を配置転換をいたしまして農民研修教育施設に持つてくるということも考えられますが、所要職員を全部いまの普及活動をやっております普及員で埋めてしまふということにはならないのではないかと今思ひますが、しかしいづれにいたしましても、総体の普及員として、この研修機関で指導職員として当たる方のおよそのめどは、大体一コース一人と考へて最低五コース、一施設当たり五人で大体全国的なレベルで見ても二百人程度というふうになつておるわけで、これは普及活動の活動方式なり機動力強化というふうなことで別途対応策を考えれば、現在のいま行つております普及活動の質がそれによつて大変大きな影響を受けるということにはなるまいかと思ひます。

なお、その点は、よく影響の出ぐあいを慎重に配慮しながらやるべきだといふふうに思つており

それからなお、現在農業をやつてないという方でも、たとえば農業高校に入つておられて私は養鶏をやつてみたいという方だつていらつしやいます。こういう場合には必ずしも農地を必要とするわけじゃございませんから、そういう部門で農業の一部門をやつてみたいという方が、意欲もありかなりそれは本当にここで研修したらやれるだけの条件があるのだということであれば、これは融資制度もまたございますわけですから、大いに受け入れて研修をして、りっぱな農業の担い手になつてほしいというふうに思うわけでございます。

○塚田大願君　私は、ぜひそういう門戸を開いて、とにかくその意欲と決意がある人は、まあ高年齢者であろうと、あるいはUターン青年であろうと、農家でない非農家の青年であろうと、とにかくこれだけの計画をお持ちである以上、積極的にやつぱりやつていくことが必要だと私は強く考えるんです。中途半端なへつびり腰では、先ほほどからも議論されましたけれども、果たして成功するかどうかというふうな疑惑もそれは当然疑念

があると思うんですが、文部省はどういうふうにお考えですか。

○説明員(久保庭信一君) 御説明申し上げます。

職業関係の学科におきましては大変それが多様に分かれておりますので、農業におきましても同様でございます。非常に内容が多岐に分かれておりまして、現在学習指導要領の中で科目を定めておりますものは五十四科目ほどございますが、それぞれの科目を全国で学習をいたします生徒の数はそれぞれわずかでございますので、現在教科書の制度につきましては検定の制度をとっておりますが、民間での発行が期待できません。そこで、文部省におきまして、主たる教材でございますので、教科書を整備するというところでございまして、農業ばかりでなく工業その他のたくさんある科目がございまして、なかなか全体の整備がおくれておるわけでございます。昭和五十年から年間二十冊ずつつくるということで現在整備を図っておるところでございます。農業で申し上げますと、五十四科目のうち現在教科書が整備されておるものが六割をちょっと超しております三十四科目ございまして、まだできておりませんものが十九科目でございますが、そのうち、十九科目のうち七科目は準教科書と言えるような物が民間から出ておまして、ほぼ高等学校の教科書として使えるということでございまして、残りの十二のうち六科目につきましては、現在文部省ですでに編集を始めておまして間もなく整備ができることになっております。

現在、まだ未整備で何ら手当てがないものが六科目ございまして、このうちには、二科目ほどはこれは全国で存在する学科が二つしかない、生徒も定員八十人程度と。こういうものになりますと、なかなか整備もおくれておる次第でございます。また、農業教育それ自体が非常に地域性の強いものでございまして、全国的な目からつくられませんでしたので、なかなかそれぞれの地域に適さない面もあるわけでございますが、それらはや

はりそれぞれの学校なり県の教育委員会なりで、それぞれの教育に応じたような物を補助的につくっていただく教育を進めていただくわけでございますが、ただいま申し上げましたような現状にございまして、今後とも整備に努力をしましてまいりたいと思っております。

○塚田大願君 これは確かに大変な仕事だろうと思っております。教科書をつくるということは、しかし、これはひとつそれ専門家がたくさんいらっしゃるわけですから、ひとつぜひお願いしたいと思っております。

次に、農業改良普及員についてお尋ねをいたしますが、今回の改正案では、農業者大学の教官に普及員を派遣することができると、こういうことになっておりますが、この農業者大学へ派遣する普及員数と、現在進行しております国家公務員の定員削減計画による普及員削減数を合わせますと、大体普及及所数は全国で六百五十万所でありまして、これと見合った数になると考えられるんですが、そうなりますと、農業者大学の整備は完了をしたわ、一方で定員削減も完了したわ、というところが五十四年から五十五年の段階であらわれてくるんじゃないかと思うんですが、そうなりますと、一普及及所一普及員減と、一つの普及及所であり普及員が減ると、こういうことになる理屈でありますけれども、そうなりますと現在の普及活動というものがさらに手薄になってくる、こういうことになるんじゃないかと思うんですが、この辺のこの歯どめ措置ですね、これはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 国の定員削減計画、定員管理計画に即応しての改良普及及職員の削減総数は四年間で三・二%、総数におきまして四百十人でございます。それからなお、五十年末現在で普及及職員の欠員数の状況は農業改良関係で四百二人、それから生活関係で百八十三人になっておりまして、合計いたしますと五百八十五人というところに相なるわけでございます。

そこで、農民研修施設に普及員が指導職に

つき得るということになるわけでございますが、現実には相当数の普及員の資格を持った方がすでに指導職員としておられます。これは普及員の実員の中にはカウントされておらない数でございます。

そこで、具体的に農民研修施設の指導職員の構成配置をどういうふうにするかということとは、県の自主的な御判断に任せたいというふうに思うわけでございますが、もちろん外部講師として大学教授を呼んでくるというようなことも当然御活用あつてしかるべきだということに考えておるわけでございます。それに対する助成も予算措置としては組んでおるわけでございますが、そこでそういう状況を見てまいりますと、私もこれから何年か、この農民研修施設が整備をされまして、その過程で非常に大幅な現場に働いておられます改良普及及所に属して現に普及活動をやっておる方をこの農民研修施設に持つてきて、そしていまの普及活動の水準がそのことのゆえに下がるというようなことには必ずしもならないのじゃないかという大局的な判断をしておるわけでございます。

○塚田大願君 いろいろやりくりも考えていらっしゃるようだけれども、本来改良普及員のあるべき姿というのは、助長法の第十四条の二第四項に書いてあります。はっきり規定されておるのです。ところが、実際は米の作付制限による稲作転換であるとか、構造改善事業の本来行政側がやるべき面まで普及員がやっておられるという面が多あると思うんですが、そこへ普及員の不足がある、いわば輪をかけていたような形になる。で、本来の普及員活動がそのためにやられてないということが、ずいぶん私も方々に行きますとそういう切実な声を聞くわけでありまして。そうなりますと、当然これからの普及活動のあり方というものが問われてござるを得ない。そこでいまの問題をお聞きしているわけでありまして、もともと本間に助長法に規定されております「改良普及員は、農業改良普及及所に属し直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識

の普及指導にあたる。」というこの本来の任務、目的、これがおろそかになってくるというようなことは、何としてもやはりとめなければいけないと思うのです。

そこで、やはりこの定員の問題が出てくると思うのでお伺いしたいのですけれども、やはり先ほどもちょっと論議になりましたこの配置の基準で、人員の割り当ての基準、こういう問題は、私やはり見直すべきだと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 現在の普及員の県別配置状況というものを見直すべきだという御説に対しては、私もそのとおりと考へまして、実はそのための何らかの基準の設定が可能であるかどうかという検討を、われわれの検討項目として取り上げて検討してまいったわけでございまして。しかしながら、長期にわたる毎年毎年変えるような基準では困りますので、ある程度の長期にわたって通用するような基準というものが求められるかどうか。具体的にいろいろの指標をとりましてやってみましたが、十幾通りも実は具体的にいたしました。それに基づいて計算をしてみたわけでございますが、いずれも実情に合わないという結果が出てまいるわけでございます。これは理屈の上では一つのそれそれ考え方があつたわけでございますけれども、実行できない基準をつくってこれで行ってくださというわけにはまいらぬということで、この点はもう少し検討を深めなければならぬと思つて、今後の課題に残したわけでございます。

それから、なお現在の現行法の十六条の二の問題も問題になるかと思つて、これは補助金の割り当て基準ということで、農家人口なり面積なり市町村数、その他と、四項目をそれぞれウェイトをつけて割り当て配分の基準としておる。これは県間のアンバランスが普及事業全体の、国全体のあり方としてどうかということをお考へる、金額面での大枠の基準ということになっておると思つてございまして。御案内のように、

これにはその他という項目がありまして、ここでもかなりのいろいろの諸事情が吸収できるといふ形になっておりまして、それも関連する問題でございまして、ある意味では協同農業普及事業というのは、やはり県自体が私どものところの農業はこう持っていきたいという考え方に基きまして、それに所要の普及職員はこれだけ欲しいというように基づいてのわれわれは御相談を受けて、相互に協議をして配置を決めていくという、こういう体制をとっておりますので、さしあたりはそういう意味では現状になすんだというか、歴史、沿革になすんだという御批判もございまして、さしあたりはそれで続けながら、特に農業を主要な産業として県内に持つておる県に對しまして、仮に普及員の設置計画を現状以上に非常大幅に削減をするような計画等が出てまいれば、これはチェックをするというふうなことで当面は対処をせざるを得ないのではないかとこのように考えております。

なお、今後配置基準等の問題につきましては研究を重ねてまいりたいと思っております。

○塚田大願君 今度の法案の提出されました根本的な原因が、やはりいまの農業の農業情勢の変化ということが前提にされておるわけでありまして、やはりこの辺でそういう制度上の見直しはひとつ積極的に行うべきで、でないと、せっかく仏をつくって魂が入らないというふうなことでこれは全くむだなことでありまして、そういう意味ではせっかくの御提案でありますから、私どもも積極的のひとつそういう問題を提起しているわけでありまして。

次に、農業改良資金について伺いたいと思います。農業後継者の育成資金の借り受け資金の問題であります。ここに愛知県の農業改良資金制度関係の書類がございまして、これを拝見しておりますと、愛知県では農業改良資金の種類別取り扱い指針というものがございまして、この中にこういうふう書いてあるんですね。この借り受け資格として、「現在農業を主たる職業とし、将来農

業経営を實質的に継承する者であれば、男女別を問はず、また、必ずしも法定相続人たることを要しないが、一家族経営につき一人を原則とし、年令が満十七歳以上三十歳未満の者に限られる。」こういうふうになっております。ところがこれにただし書きがついておりまして、「ただし、次の条件を満たす者でなければならぬ。」として「アイウエ」まで各項がついておるんですが、たとえば「ア」は「自立経営志向農家であつて農家の後継者であること」、「イ」は「当該農業後継者は、経営主の経営とは別個に農地の取得又は借入等の方法により、自らの経営単位の基礎を確立し、一つの独立した経営部門を開始するものであること」、「ウ」は「将来において、地域農業の中核となりうる資質及び能力を有する農業後継者であること」、「エ」は「当該後継者育成資金の貸付が近代的な栽培技術又は経営方法の導入を促進するものとみこまれるものであること」、「このうふうに大変厳しい条件がついておるんですね。これでは、せっかくの農業後継者育成の資金がなかなか借りられないということになると思ふんですが、これは愛知県の規則でありますけれども、こういう厳しい条件で政府もまあおむねこれでよろしいというふうにお考えになっておるのかどうか、聞かしていただきたいと思ふんです。

○政府委員(堀川春彦君) お尋ねの愛知県の改良資金の種類別の取り扱い指針の中で、部門別経営の開始資金の借り受け資格について厳しい条件が課せられておるのではないかと御指摘がございまして、この点につきましては実は経緯がございまして、借り受け者の資格は都道府県の規則において農業者またはその組織する団体ということになっておりまして、団体の場合は詳しく規定がございまして、一般的に個人の場合は農業者とししか規定がございせん。そこで、これは運用の指針ということで愛知県が運用してまいっておりますわけですが、こういう規定を設けましたゆえには、実は農林省の方が通達をもちまして、借り受け資格の者について、こういう表現で

指導したらどうかということをやったことがあるわけがございまして。ところがその後、どうも「自立経営志向農家であつて農家の後継者であること」というのと、それは一番先に出てくる条件でございまして、「ウ」のところにおきまして、「将来において、地域農業の中核となりうる資質及び能力を有する農業後継者であること」と、ちよつと関係があるような条件が二つ並んでございまして、私も改訂資金の運営の実態等を考えてみまして、どうもこういう二つの条件を並べてつけておくのは必ずしも適切でないということ、農林省から出してあります指導通達といましては、この最初の「自立経営志向農家」というくだりを削ったわけがございまして。

愛知県といたしまして、そのときになぜこの条件を残したかということがございまして、これは「志向」ということだから、意欲がそれだけあつていいではないかという軽い気持ちで残してあり、こういう言葉があるからということ、厳密にこのことによつて意欲のある後継者の部門経営開始資金の借り受けをチェックするということはしてないという実態でございまして、そのような意味では余り機能しておらない条件ということにもなるわけがございまして。愛知県としては、この点は次の改正時には削除したいという意向を持っておると伺つておりますが、いずれにしても整理をしないまま今日に至つておる。こういう事項があつて、特に貸し付け、借り受けが制限をされるということではないかと思ひまして、整理すべきものは整理するという方向で私どもも指導をしてまいりたいと思ひます。

○塚田大願君 ぜひこういう少し過剰な規制はやめませんか、せっかく農業後継者を育成しようというのに、もう一々こういうところまでひつかつてしまふ、こういうことになると思ふので、そこで先ほども冒頭に申しましたようなUターン青年の場合ですね、恐らくこういう条件にはとてもかたつていないと思ふのですけれども、しかし将来農業で身を立たいという意欲と決意を持つてい

る者には、こういう資金の貸し付けもできるといふふうに私はすべきだと思ふのです。ですから、必ずしも年齢制限とか何かそういうことではなくて、たとえば、ここでは「三十歳未満」というふうに言つておられますけれども、四十歳ぐらいまでの人だったら私は十分対象にしたつておかしくはないのじゃないかと思ふのです。とにかく農業の専門家でないけれどもやりたいという方もたくさんいらっしゃると思ふのですが、そういう希望が、夢がやはり実現できると、またそれを保証すると、融資もしてやると、こういうことでなければ、本当にせっかくのこの法の改正も生きてこないと思ふので、ぜひそういう形にしたい。だからと思ふのですが、そういうふうにいままの局長の答弁を理解してもよろしいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 農業後継者の育成資金の貸し付けの相手方として、これは借り受け人が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者と、法律の趣旨を受けてそういう者として育成される見込みがあるかどうかということ、改良普及所等を通じて十分見きわめた上で、適格であるというところになつて貸し付けが行われるということに仕組みとしておるわけがございまして。そういう仕組みの中で、Uターン青年といえども貸し付け対象から除外するといふ考えは毛頭持つておらないわけがございまして、ただ年齢の点でございまして、これは先生のおっしゃることも一つの私は理論だと思ひますが、大体重点的に考えてみまして、おおむね二十歳代というところが適当ではないか、おおむね二十歳代というものが私どもの指導の方針でございまして、具体的にこれを受けまして、各県といたしましては十八歳程度から大体三十歳までというふうな年齢を制限しておる場合が多いようございまして。この辺はいまの指導通達を受けての各県の自主的な対応でございまして、先生のおっしゃるのも一つの理論とは思ひますが、各県の判断に任すつもりでございまして。

○塚田大願君 それぞれ県の自主性がありま

すから、それはもちろん認めなければならぬと思ひますが、まあ政府として、やはりそういう積極的な前向きな姿勢でひとつ指導していただく、このことが必要ではないかと思ひわけです。

そこで、時間もあれなで、いろいろまだありますけれども、次に生活改善資金についてお尋ねしたいと思ひます。主に農家の主婦の待遇改善ということで、農業改良普及員よりもさらに少ない人数で生活改良普及員がばらばらにいらつしやるわけでありまして、この生活改良普及員の方から直接聞いたことなんです、こういうことなんです。いま農家の台所を改善する資金というものは、今回これが五十万円から八十万円に引き上げられることとありますけれども、実際借りる農家の側から見れば、それではとても十分ではない、いまどき台所や便所を改善すれば百万円は軽く飛んでしまふんだと、ですから、もっと大幅に貸し付け限度額を引き上げてもらいたいということなんです。これが一つ。

それから次に、もっとこの貸し付け枠を広げてもらいたい、こういうことであります。で、この生活改良普及員さんのお話では、いまの枠ではとても希望者全員に貸し付けるなというところはできる相談ではない。ですから彼女が、農家に行きましても、生活改善資金の制度があるというところを大つぱらに宣伝できないと言ふんです、しないと言ふんです。それは、とても枠が狭くてみんなにそんなこと言つたつても実現できない。そこで、その借り受けをする農家の方だけにこつそり耳打ちをするようにしてその制度を知らしておきますと、こういう制度がありますと、こういう実態だと言ふんです。ですから、こういう状態では生活改良普及員さんにしても、本当に農家の生活の近代化であるとか改善できるものではないと、ひとつ何かこの金額の限度額のアップと枠の拡大ができませんかということなんですけれども、この点については農林省どんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) まず、貸し付けの枠で

ございますが、生活改善資金につきましては、他の資金の枠の伸びあるいは全体の資金の枠の伸びを見ていただければわかるわけでございますが、三十億を三十七億ということで、後継者育成資金に次いで重視をしておるという姿勢でございます。

それから限度の問題でございますけれども、住居利用方式の改善資金についての限度のお話だと思ひわけでございますが、これは五十年の貸し付け実績から見ても、これは幾つかの、居室改善とか炊事施設改善、衛生施設改善、家事室改善等あるわけでございますが、その中で実績で見ると、その中で炊事施設改善を標準にとりまして、床から始まりまして壁、天井、それから塗装から窓、電気工事、出入りのとびら、ガス工事、設備工事一式等、私ども想定をされます一応生活改善上の標準的な仕様というものをベースにして計算をいたしまして、八十万円ということに、現行の五十万円では不足をするということに考えて引き上げをしたわけでございます。これらの物の見方にはいろいろあるかと思ひますが、まずまずそれは、いろいろこうアタツチメントをたくさんつけるとか、非常にいいものを使うとかいうことになればかなりこれでも不足するという事態は起きましようが、私どもとしての炊事施設の改善としては、大体この辺で間に合ふのではないかと、うふに考えておる次第でございます。それを基準にして八十万円としたわけ、まあ今後とも諸材料費の高騰とかいろいろの問題が出てまいりましようから、その点は現場の声などにもよく耳を傾けまして、所要の枠の確保と限度の問題は考えて検討してまいりたいと思ひます。

○堀田大蔵君 いや、最後にもう一つお尋ねしますが、この特認事業がございすね、現在農業改良資金のうち技術導入資金、これについてはすでに特認事業というものが認められてゐる。県がその地域に合致した事業ができるようになっておるわけでありまして、現場の農業関係者からお話を

聞きますと、国の決めている基準というのは大規模ニュー方式だと、たとえば稲の育苗機は単独では貸さない、二条植えか四条植えの田植機とセットでしか貸し付けをしない、こういうふうになっておる。しかし、これではまことに不合理で、商社が何かセットで物を押しつけてくるような形でありまして、農家にすれば、現場にすれば大変さういふ、いわば抱き合わせの押しつけをされたんでは、これは実際に余りありがたくないということになると思ふんです。

政府としても適地適作ということをやつていらつしやるわけなんです、それからそれぞれの地域に見合った特作物もあつたすし、あるいは地域に見合った方法で改善すべきものが多々あると思ふんですが、この今回の特認事業を予算の枠では二割から三割まで大体拡大するということになっているようでありまして、もつとこの地域の特性を生かすようなことを考えたらいではないかというところであります。こういうこの法のたまえから言ひましても、まあ三割なんかつて言わないで、もつとひとつ大幅に認めてもらいたい。今回、新たに後継者育成資金については特認事業を設けるといふふうに関心しておるんですけれども、いま問題にしましたこの生活改善資金なんかの場合でも、こういう特認事業ができないのかどうか、この点をお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(堀川春彦君) まず第一に、技術導入資金の資金種目の中がいろいろの機械装置のセットになっておるといふお話、したがって大型のそういうものの導入でない借りられないということについての御指摘でございますが、たとえば先生例に挙げられました田植技術改善資金というのがございす。これは田植機と育苗の関係をセッとした貸し付けということにしておりますが、実は田植機自体につきましては、これは普及率がすでに七割を超えておるといふふうな状況で、ある意味では改良資金の単品としての、どれでも田植機を一台欲しいということに対応する

いが悪い、むしろそれは近代化資金等の制度融資に移行すべき問題である。そこで、いろいろの技術の組み合わせで、やはり田植機を使いまして、きには育苗を育成をいたしまして、それを適期に移植するという技術を伴ひませんと非常に問題を起すわけでございますから、そういう意味でセッとしておるわけでございますが、今後ともこういった問題少し検討いたしまして、米麦収穫等技術改善資金等もございす、できればそういうものと統合いたしまして、改良資金らしい貸し方ができるようにというふうな考えてまいりたい。

なお、特認の問題でございますが、技術導入資金の特認は総体の枠を二割から三割に上げたわけでございます。しかし、これは沿革的に改良資金の中の技術導入資金が補助金から変わつてきたものもありまして、それからある程度の普及率になりますと落とすというところで、制度金融と補助金との中間に位置する特殊な性格があることにかんがみて、何でもいというわけにはまいらぬと思ひわけでございます。そこで、特認の枠も総体の考えとしては現在の運用の実績から見ますと二割でも間に合ふじゃないか、そういう議論もありましたが、これを三割に引き上げてましてより地域の実情に合った運営をしたいということで、私はこれで支障を当分の間生ずると思つておりません。

なお、生活改善資金の特認の問題にお触れになつたわけですが、その前におつしやられた後継者育成資金の部門経開資金の特認は、これは複合部門経営の場合に特認として、普通の場合なら三百万円を四百万円に認めるという思想でございす。その複合部門の中身等についてはいろいろな組み合わせが考えられるわけですが、いづれにしても、複合部門をとらえての運用をしたいということで特認が入つておるわけでございます。生活改善につきましては、これ一つも特認というのはいないわけでございますが、これは生活改善のパターンというものが、考えてみれば生活改善資金の中の挙げておりますところの資金種目であ

ります生活合理化設備資金、住居利用方式改善資金、生活共同化施設資金、この中身もいろいろ変遷はございますが、そうと云うところによりましてパターンがえらい違うというふうなものでも必ずしもないというところから、特認枠を設定しておらないわけでございます。非常に不都合な点があるとすれば、私も今後研究課題として研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○塚田大蔵君 じゃ時間も来ましたので、まだ幾つかありますけれども、とにかくこの農業改良事業というのは伝統的な、歴史的なものでありますし、これをよりよいものにより発展させるということは大変重要なことだと私も考えておりますので、ひとつ農林省もせつかくがんばっていただいで、いま出ましたようなことについて十分ひとつ御検討、再考願いたい、こう思います。

以上をもって終わります。

○向井長年君 文部省、来てますか。
主として文部省にお聞きいたしますが、わが国の食糧自給率を拡大しなきゃならぬ、これは農林省の一つの方向でもございますし、こういう中で農業後継者の育成確保というものが大変な問題だと思えます。こういうことから新規卒業者の就職状況ですね、昭和三十五年には十二万人、そして四十年には六万人、四十五年は三万人、五十年は一人、これはもう激減しておるんですね、現在、もちろん、これは特に高度成長の中から若年層が、労働力がどんどん流出したという傾向もあると思えますけれども、私はこれはやっぱり一つには農業に対する魅力という問題、それとやはり農業情操教育というか、こういう問題の欠陥があらわれておるのじゃないかという感じがする。そういう中で、特に、これは実は五十二年四月十五日の農業新聞ですか、これを見ますと、こういう新聞御存じだと思いますがね、文部省さん、御存じでしょう。「担い手育成に背 文部省、「残世」の声よそに方針」という形で栽培科と云うのですか、これを必修科目を選択にした、こういうことがございますね。これはどういう意味でこう

いうかっこうになったのか。先ほど申しました情操教育が必要であるという中から、農林省の方もできるならばこれを小中学校の中でつくってもらいたい、こういうことがあったと思うのです。ところがこれがこういいう形に変わっていった。これはどういうことですか、理由は。

○説明員(久保庭信一君) 先生のおっしゃいますように、学校教育におきまして農業に關しての知識、理解を深め、さらに自然に親しむような教育をするということは大変なことだと思っております。知、知識、理解は小中学校を通じて社会科、また植物等、栽培等は理科等でやっておりますが、いま先生御指摘の栽培というものは、これは中学校の技術・家庭科の内容でございまして、中学校に技術・家庭科という教科がございまして、現在ではこれは一年から三年まで約三時間ずつ、週当たり三時間ずつ三年間にわたって行われておる教育でございます。この教育の内容が男子向き、女子向きというふうな教育内容が分かれておりまして、先生御指摘の栽培というものは、その男子向きの中の第三学年の中の教育内容の一つでございます。

それで、その扱いがどうなるかということでございます。その扱いがどうなるかということでございます。審議会でも教育課程の国の基準を改善すべく御審議をいただきまして、昨年十二月に答申をいただきました。その答申に基づきまして文部省では学習指導要領を改善すべく現在作業中でございます。この新聞の伝えておられますところは、その方向を一つ栽培というところについて取材をしたものかと思われまが、栽培が選択になるという、こういうことはございませぬ。技術・家庭科という教育の内容につきましては、現在男子向き、女子向きというふうな男子、女子、教育内容が分かれて示されておりますが、今回の改定におきましては、そのような男子、女子によって内容を分けるという区分をやめるといふことが一つでございます。そういうことにによりまして、男女の相互理解とか、地域や生徒の実態にに応じて内容が弾力的に学習でき

るようになすという一つの改善の方針としておるわけでございます。その際、従来男子向き、女子向きというところで示しておりました個々の内容、それはこの新聞にも書いてございまして、男子向きであれば木材加工とか金属加工とか、そういう個々の内容の一つとして栽培というのがあるわけでございますが、すべてをそれぞれに、従来男子向き、女子向き、それぞれについて、は必修であったものの中から、今回は幾つかのものは男子に指定、女子にも指定ということにして、その他はそれぞれ地域等の必要に応じて弾力的にしうというところでございます。それで何が指定になるかというところについてはまだ検討中でございます。栽培が選択にという事実はまだございませぬ。現在検討中のことでございます。

以上が現在までの検討の経過でございます。

○向井長年君 どちらにしても、これは恐らくあれでしょう、そんなところで具体的な技術習得なんていうことはむずかしいですよ、短時間で。情操教育ですよ、これは少なくとも。そういう立場から、いま特に小中学校において農業教育の充実、従来の工業優先という、こういう中からやはり私は改めなければならぬのではないかと。これは民族の生存基盤——食糧生産の重要性を持つておりますから、そういう中で農林省当局は取り組んだわけ、今回の法案もその趣旨を盛った法案なんですね、この二つは、こういう中で、少なくとも農業に關し働くことと云うことを教育する、あるいは農業に対するイメージの高揚を図る、こういうことが私は情操教育として一番必要ではないか。そうなるべくと、若者が町にあらがれて出ていくというところ、自分たちのその地域地域において活動すると、このところと云うものを体験してくるんじゃないかと、こういう感じがするわけです。こういう方向でやはり情操教育というのは必要ではないか。これを私は、いまそういう意味で質問をした次第ですが、そういう意見に文部省としてはどうですか。

○説明員(久保庭信一君) ただいま御説明申し上げましたように、教育課程審議会の答申に基づいて現在学習指導の改定を行っておるわけでございますが、その中におきまして、小中学校を通じて物をづくり、育てるような勤労の体験を児童生徒に得させるということが大切であるというところが答申の中に言われておりまして、学校教育全体を通じてそういう機会をできるだけ多くするような方向で、現在検討が進められておるところでございます。

○向井長年君 そういうことで、私は意見を交えて文部省にも申し上げておきますが、これは本日は大臣がおれば一番いいんですけども、いまお話あったように、勤労体験という、これはそういう意味の教科というのには非常に必要である。この一環として、特に小中学校で、われわれ子供時分には農業をしなくても農園を若干つくっているものなものを栽培したことですよ。これは非常に役に立っている。そういう形が最近にはないでしよう。したがって農園を設置し、あるいは農業に対する理解を深める、言うならば自然に親しむ情操です、こういうことが必要ではないかと思うんです。この場合、国は農園の確保、できるだけ、可能な限り国が農園の確保をする。これは文部省あるいは農林省にも若干関係ありますが、こういう問題と、運営に必要な指導、あわせて経費助成、これを講ずる必要があると思えますが、こういう方向でいま検討されておりますか。

○説明員(久保庭信一君) 現在、まだ教育内容についての検討の段階でありまして、学校教育全体を通じていろいろな角度からいろいろな方法をもつて児童生徒に自然に親しむような経験を与えることができるわけでございます。その実施の具体策は、それぞれの地域の実情に應ずるところであらうかと思うわけでございます。

○向井長年君 少なくとも各府県を見た場合に、農業あるいはまた農業主体、いろいろあります。そういう中においては後継者育成のため、先ほど言ったそういう学校の情操教育あるい

はまた体験というものをしむけるように当局は指導しなけりやならぬのじゃないですか。私はそう思いますよ。これは他の一般工業関係も必要であるけれども、それよりも必要なのは、やはり一番大きな問題は農業基盤なんです。これに対する後継者育成なんです。そういう立場から、やはり私はそういうことが必要ではないかという感じで見えて文部省に質問をしておるわけですよ。

そこで、特に農業高校への進路指導に当たって、現在はやっぱ成績中心でしよう、入学。成績中心で選別されておるのが現在の状態だと思ふ。これは少し改めていいのじゃないですか。ということは、少なくとも農業高校への入学はやはり農業自営者となる目的意識を持った者を優先してこれを考えて養成する、こういうことが必要ではないかと思ふんです。この点いかがですか。

○説明員久保隆信(一君) 農業高校の中でも、特に自営者を育成する関係の学科につきまして、すでに入学選抜におきまして中学校長から、将来の就農が確実で自営者農業養成学科への入学志望が、意識が非常に明確な者、これらの生徒については学力選抜によらず、中学校長からの推薦によつて入学を認める方策が、愛知、福井、栃木の三県ではすでに実施をされております。同じようなことを現在すでに検討に入っております県が数県ございまして、そういう方向で、自営者育成の観点から農業高校におきましてもそのような方策が講じられてゐる、こういうことでございます。

○向井長年君 これは特に文部省、十分そういう立場から指導を強化してもらいたいと思ひます。これは恐らく農林省も賛成だろうと思ひます、そういう形は。

それと同時に、そういう場合に、教育の実施に当たっては、常に父兄あるいはまたいふ問題になつております農業改良普及員、こういう人たちが緊密な連携をとつて、生徒が積極的就農につく条件をつくり上げる、こういうことが私は必要だと思ひますよ。だからこのことは、ただ一般教育だけではなくて、いまわが国の食糧問題、農業問題

は重大な時期に来ておるんですから、いま政治の大きな課題というものは私は農業、食糧、こういう問題が大きな柱の一つの柱だと思ひますよ。その柱を今後後継していく人たちがつくり上げなければならぬ、ここに大きな責任があるわけですよ。農林当局は、これを一番大きな課題としていろんな方策を立て苦しんでゐる。ただ私は物質だけじゃいかにぬと思ふ。何でもかんでも助成をすればいいという形で農業後継者が生まれてくるわけではない。やはり農業に対する重要さ、とうとさ、そしてまたそれに対する意欲、これを持つ人たちがつくり上げなければならぬということですよ。

どうも最近の傾向としては、若い人たちは農業をいやがって皆町へ出ていく。それは私もいろいろ相談を受けてますが、いま農業をやっている若者に対する結婚、奥さんが来ないんですよ。サラリーマンのところへ行きたい、皆さんと同じ役人のところへ行きたい、公務員のところへ行きたい、こういうところから若い女性の方も魅力を持つ。農業後継者に対しては、お互い隣近所が親戚からしか来ないという実情が現に各所にありますよ。これは私は重大な問題だと思ふ。これがやはりひとつ農業のとうとさというものの、あるいは非常に重要なわが国の農業基盤の担い手であるこの人たちがいまからつくり上げなければならぬ、そこに大きな私は文部省としても教育課程があると思ひます。この点を私は特に文部当局に申し上げておきたいと思ひます。この私が先ほどから申し上げた点について、農林省当局はどうですか。

○政府委員(堀川春彦君) 全く先生の御所論は同感でございます。私も従来学校教育における農業の扱いについていささか勉強であつたというところを反省をしておるわけでございます。近年、農業後継者がこういう状況になつてまいりまして、私もどなたもいたしまして、もちろん学校教育の中でも教育課程の問題といたしまして、農業に理解を持っていたかどうか教育を義務教育の課程から進めていただくこと大賛成でございます。

す。今後とも私も、そういう方向で文部省も前進になるといふことを強く期待をいたしておるわけでございます。

なお、私どもの普及事業の中でも、学校との連携を強化するといふことが大変重要だと認識をいたしまして、実は緑の学園事業といふのをやっておりますが、これは高校生を対象にいたしまして、夏季休暇等に一週間程度農家に宿泊をいた

ただきまして、農業の体験をしていただくといふことによつて、農業のいろいろの、親しみを増すといふこともありましようし、農家の実態を知つていただくといふこともございまして、これは五十年度の参加者で申しますと、数は四千七百四十人くらい参加を得ております。それからなお、これは新規予算でございますが、地域ぐるみの農業後継者対策の特別事業を計画をいたしてございまして、これは市町村を中心として普及事業、その他関係団体の協力を得て進める仕事でございまして、これはメニュー方式でやることになっておりますが、これはメニュー方式でやることになっております。これをにどれだけの金額を割くといふことを特にびちつと特定をいたしません、その中で野外農業教室といふのをひとつ考えてございまして、これは対象は小学生でございまして、季節ごとに農家の圃場を借りましてイモ掘りをするとか、ミカン狩りをするとか、場合によつては田植えをやるというふうなことで、農業に小学校の方

に親しんでいただく。これは年三回程度を考慮しておるわけでございまして、一回一日といふことではございまして、それから農業体験学校といふものを、これは中学校の在校生を対象にいたしまして、夏季休暇等を利用いたしまして、大体おおよそ四日間ぐらいキャンプをしていただきまして、キャンプしながら農作業体験をしていただく。これは高校生の場合はやや程度の何と申しますか、内容の軽いものというふうなことを考えておるわけでございまして、こういった小中学生を対象にする特別授業を、さしあたり五十二年度といたしましては、改良普及所の設置数に見合う六百三十五町村で展開したい。この種のことで文部省との御了

解を得ながらこういうことを進めまして、文部省としてもこの構想には御賛成をいただいております。教育課程の問題と並びまして、こういう普及事業の活用と両々相まちまして農業後継者の育成に資する、基盤を培うといふことは大事だと思ひますので、積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○向井長年君 私はこれで終わりますが、先ほど申しましたように、文部省それから農林省——どうも役所というところはなわ張り根性がございまして、自分たちは自分たちの方針を決めたらそれで行くという傾向が多いわけでありまして、特に農業者の後継者育成については文部当局も連携を深めて、そしてやはりその推進を図つていただきたい。これは中央だけではなく、地方公共団体含めまして、そういう形をつくり上げるために最善の努力を要望いたしまして、終わります。

○喜屋武眞榮君 私は、今日の世界的な立場からの食糧需給の逼迫、そしてまたわが国における国内自給を高めなければいけないといふこの動き。さらに、地域農業の振興を図らなければいけないという、こういった立場からこのたびの二法の改正はこれはもう必然である、こういうふうな思つておるわけなんです。そこで、当然農業改良普及事業の重要性というものが強調されてこなければいけない、こう思ふわけでありまして、そういった観点に立つて幾つかの問題を指摘してまいりたいと思ふのであります。

まず第一点、農業改良普及職員の設置の状況について指摘をしたいと思ひます。五十年年度の予算定数を見ますと、予算定数に比べて実人員がかなり低い状況にあるように思ひます。このような現状で、果たして農家に密着した活動体制が確保されるかどうかどうだろうかという疑問を持つものであります。まず、その立場からのこの予算定数割り当てに対する各都道府県の対応の差異は一体何に起因しておるのか、このことについての政府の見解を最初にただしたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 御指摘のとおり、五十年末の予算定数に對しましてかなりのギャップを置いて實際の改良普及職員が設置をされていくという実情にござりますが、充足率といましては約九六%ということになるかと思ひますが、これは異例に見えてまいりますと事情はいろいろと個々に異なっております、一概にこの原因と言えないわけにござりますが、それぞれの地域の農業の事情やその他の事情も影響しておるとは思ひますけれども、基本的には定数を予算上獲得をいたしてしまつても、果としてそれをこなして切れないという態度、これの原因にはいろいろ背後に事情があると思ひます。一つには地方財政の問題もございまして、先般解消を図りました、それまでは当委員会でも種々御論議のございました超過負担という問題もございまして、いろいろのこゝまで来ます間の歴史的な経過の中で、そういったさまざまな事情が影響をいたしまして、こういうことになつたと思ひわけにございまして、私どもとしてはまことに残念だと思つておるわけにございまして。

そこで、先生のおっしゃる通りに、普及活動の質を落とさないで、適切に農家の需要に對應していくということにはどうしたらいいかということになるわけにござりますが、私ども基本的には数を定数まで満たすにこういう形で相当のギャップを置いておくことは好ましくないもので、これ以上設置数を減らしていく場合には、一つ一つ地方農政局に協議をいたしたいということにチェックをしてまいりつゝもございしますが、残った現員でとにかく効率的な普及活動ができるだけ行われるように、そのためには普及活動の方式を工夫をする必要が一つはあるかと思ひます。農家に密着したといふことはまことにごもつともな仰せでございしますが、昨今の農家の側の事情の変化も著しくて、兼業化の進展等で、なかなか昔みたいに農家のうちへ行つてもあるいは圃場へ行つても、簡単にお会いができないというふうな状況にございまして、全体の普及員の活動の割合を時間数で

私どももいろいろと調査をして調べておるわけにございしますが、個別農家指導という時間の割合というのは大体二割を少し上回つた程度、集団指導といふのがそれにかつて非常に大きなウェートを占めておる実情にございまして、皆さんに集まつていただいて指導をする場合が非常に多くなつてきておるといふことが言えるかと思ひます。そういうような活動方式の工夫ということもございまして、それからまた、かつ普及の現場に出かけるまでの時間をできるだけ短縮をする、言いかえれば機動力をつけて効率的な普及活動を行うといふことですが、そういう面から機動力の充実整備——軽四輪車の整備等に努め、あるいはその他の普及機材の整備に努めておるといふのもそのゆゑにございまして、いろいろの総合施策によつて普及活動の質が落ちないように、当面する農業情勢に對應できるような適切な普及指導の推進にできるだけ努力をしたいと思つておるわけにございまして。

○委員長(橋直治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま坂元親男君が委員を辞任され、その補欠として齋藤榮三郎君が選任されました。

○喜屋武眞榮君 ただいまの問題に關連して、沖繩における農業改良普及員の諸君の設置状況であります。

【委員長退席、理事鈴木省吾君着席】
結論を先に言いますと、少な過ぎるのではないかと、こゝういふことから、なぜ私がそう申し上げるかと言いますと、五十一年の三月三十一日現在、専門技術員が定員十一名に對して現員が七名、それから農業改良普及員九十五名の割り当てに對して九十二名、こゝういふ実情になつておるわけですが、これはこの資料によりまして、東京、大阪を除きますという、他の府県では最も下位にある

のが沖繩になつておるようであります、もちろんこれは法の十六條の二によつて一応その割り当て基準が決められたと思ひます。ところが、この総人口に對する農家人口割合は沖繩が二六・六%、全国が二一・九%、これを踏まえても沖繩が少ないのではないかと、こゝう判断されますし、さらに沖繩の特殊事情をいふも私は強調いたすわけですが、本土に比べてまことに五十年のおくれがあると言われているのであります。また、そういう数字的な裏づけもあるわけにござります。そういう立場から、この普及職員の確保がどうしても必要である、よい必要である、こゝう思ふわけなんです。さらに、沖繩農業の再建のためにも農村の要望に十分こたえていたいただきたいと思ふわけなんです、そのことに對する農林省の見解、それから沖繩の現在の割り当ての算出基準といひますか、それをお聞きしたいんです。

○政府委員(堀川春彦君) 沖繩は、普及事業がわが國で施行されて後復帰をしたという特殊事情がございまして、沖繩の定数枠の配分については特別に扱つておるわけにございしますが、定数との關係で、確かに先生おっしゃる通りに、そこまで充足をしてないといふことは事実でございまして、復帰前の四十六年に比べて、農業關係では七十九人の關係職員がおつたわけにございしますが、五十年には九十九人まで、二十人ふえてきております。それから生活改善關係では六十八名が、これは若干減少いたしました、六十四名といふことで、これは大体ほぼ横ばいといふことでございまして。総計にいたしまして百四十七名にございしたものが、百六十三名といふことになつておるわけにございまして。

そこで、この内容にございしますが、農業關係で申し上げますと、沖繩縣の場合に、普及員一人当たりの農家戸数で見まして全国平均とほぼ差がない。普及員一人当たりの農家戸数は沖繩縣が若干多い。十一戸くらい多いといふことでございまして。それから、普及員一人当たりの農業人口で見まして全国平均よりもやや多い。全国平均が五百

四人にございしますが、沖繩縣では五百四十三人と、いふことになつております。もう一つの特徴は、一市町村当たり普及員数で見ますと、沖繩縣は一・七人といふことで全国平均が三・〇といふことになつておる、格差がある。これは、市町村数がかなり小さな町村が多いといふことが影響しておるのではないかとこゝういふに思ひます。生活改善の關係は、これに對しまして沖繩縣では普及員一人当たりの農家戸数は八百戸でございまして、全国平均が二千四百戸余りになつておるのに比べて、はるかに配置の密度が濃いつたことが言えます。普及員一人当たりの農業人口にしましては同様の傾向がございまして、一市町村当たりの普及員数はほぼ一市町村一人一人といふことで、かなり濃密配置といふことも言えるかと思ひます。

特に、沖繩の場合には、農業の実情が内地とは、本土とは大分違つておりますので、特に専門部門の担当の専門改良普及員を充実をする必要があるのではないかとこゝうに思つておるわけにございまして。現在、農業關係の専攻は二十七人置かれておるわけですが、その内訳をいたしまして、野菜が六人、パンが六人、花卉が三人、畜産が五人、農機具が二人、青少年が五人といふことでございまして、沖繩の特産物等に對應いたしまして、また野菜などは特殊な立地条件を生かしてこれから伸ばそうといふ作目でもございまして、そういった新しく伸びていく面、沖繩農業の特殊性といふものに着目をして、なるべく専門技術の技術レベルを上げていかなければならぬといふふうに思つておるわけにございまして。これらの点は、研修によるレベルアップといふことも非常に重要でございまして、特に沖繩にはそういう点氣をつけて実施をしていただくといふことが肝要かと思ひます。私どももそういうつもりで御応援をしたいといふふうに考へておるわけにございまして。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃつた人員は、この資料と大分違つた。花卉は何名ですか。

○政府委員(堀川春彦君) これは五十二年の二月現在というところで最新時点のものでございますが、農業の関係の改良普及員が専門改良普及員で二十七名でございまして、そのうち花卉担当は三人でございまして。

○喜屋武眞榮君 いままでのお話で、沖縄は他県に比較して若干多いということをおっしゃったんですが、若干ではないのか。なぜかと言いますと、沖縄の特殊事情が復帰後加速度的に開発されていかなければいけない。いわゆる本土並みという目標があるわけですね。その本土並みに追いつくために特別措置法というのでもできて、さらにこの五十年では追いつかぬから、この五月十四日では追いつかぬからさらに再延長するという、こういう特別な措置もとられておられるのはこれは当然なことだと思わなければならない。しかし、それたてで考えられないのか、私は若干多いという考え方はおかしいのではないかと。しかし、それは現地の側も配慮してもらわなければならない。これは、現地の側から、先ほど申し上げた農家、農村あるいは県から強力な要請があればその普及員の確保についてひとつこの要請に十分こたえてもらいたい、こういうわけなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほど先生に誤解をお与えするような答弁をして申しわけないわけですが、農業関係は、若干普及員が多いというのじゃなくて、普及員の担当する農家戸数なり農業人口が、沖縄県の場合全国平均より多いということですから、普及員の配置人員としては本土と比べて、あるいは全国平均に比べて若干少ないというところでございまして。これは農業関係の実態、しかしそう大きな差ということではこの指標で見ると限りはない。それから生活改善の関係は、かなり配置状況は全国平均に比べて非常にいい成績であらうというふうに評価をしておるわけでございます。

設置のギャップの問題でございまして、これに付きましては、まず私も沖縄県と十分協議をして、できるだけ沖縄県の特長に合うような充員を図っていただくということは指導申し上げたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 沖縄の特殊事情下にある農業、それから地理的、自然的、気象的条件から特殊な地域にあるわけですから、そういう特徴を踏まえて、ひとつ一日も早く本土並みに引き上げてもらうように強く要望いたしておきます。

次に、協同農業普及事業の事業費に対する国の費用負担の実態についてただしたいんですが、まず、事業費に対する国の費用負担の実態は、県によりまして三分の二ないし二分の一補助と、こうなっておりますが、実際はかなり低いものとなっております。このことは数字が示すとおりであります。このことは何を意味するかと言いますと、裏を返せば地方財政の、いわゆる地方に超過負担を強いおると、超過負担を招いておると、こういうことになっておるわけなんです。そういうことから、欠員の未配置も補充したくてもできないような状態に追い込まれておることもあるのではないかと、沖縄もまさに同様であります。そういう点を十分理解してもらわなければならない。いわゆる正真正銘三分の二ないし二分の一が補助として流れるように、こうならなければならないのではないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) これまでいろいろと御説明を申し上げておるところでございますが、五十年におきまして、いまおっしゃったような超過負担問題の解消ということで補助基準等級号俸の平均五号アップをやりまして、国庫補助ベースで十八億円の超過負担の解消をいたしたわけでございます。

先生のおっしゃいました、人件費等で報告をされております実支出金額と補助金の受け取り額というものの対比で三分の二までいってないではないかというお話を、即超過負担というふうには私

ども考えないわけではございますが、しかし、いずれにしても、一遍解消したらそのままだけでずっと超過負担なしでいくというふうにも思えない要素がございまして、私も今後の推移を十分注意をいたしまして、これは県の給与のシステムなり、あるいは人員の配置の方針なりによってかなりこの辺の実態の影響を受ける問題でございまして、その辺も勉強をいたしまして、今後超過負担というところで再び大きな問題にならないように気をつけると同時に、是正すべき問題が出れば検討の上は是正をしてみたい、従来も是正を図ってきた線では是正をしてみたいというふうな考えをしております。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃる御配慮から、今回の改正で補助金を負担金に改め、そして費用負担を一層明確にしてみようというのと理解いたすわけなんです。そこで、名称の変更のみでは実際どの程度の実態が改善されていくのか、こういうことが最も大事であるわけなんです。その点について見解をただしたいんですが。

○政府委員(堀川春彦君) これは、今回の改正でお願いしております補助金を協同農業普及事業員負担金とするの趣旨は、提案理由説明ないし補足説明で申し上げた趣旨に尽きるわけでございます。

そこで、こういうことになりましたことの効果といたしまして、従来とかく協同農業普及事業の助成が補助金という言葉を使っておりましたために、一般の奨励的な補助金というものと同質のものであるという誤解を生みまして扱われるという、あるいは議論が行われるというケースがあったわけでございますが、これは改良助長法の中に明確に規定されておりますように、農林省と都道府県との共同事業である、その実施の方針につきましても、相互に協議をしてお互いに納得した上で計画を定めてそれに従って実施をすると、こういう特殊な性格を有するものでございまして、したがって、その点を負担金としたことによって明確化された以上は、今後、たとえばこの助成を交付税

回しにするというふうな議論は再び起こり得ないものというふうに思っています。その点は、関係の職員の方々等にも認識をいたしていただくものと思っております。超過負担問題は超過負担問題といたしまして、とにかくそれは地方財政の現状から今後大きな問題になる可能性のあることでございまして、これはこれとして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 単に奨励金という一般的な奨励金と間違われるからその誤解を解くと、こういう軽いものではないに、自主的に補助金から負担金になるために名実ともにこの実態を上げるんだと、こういうところに結びつかぬという、単なる誤解を解くためにということではいけないのではないかと。そこをひとつ名実ともに実績を上げてもらうように、また上がるように努力をしてもらいたいことを強く要望したいんです。

次に、普及職員の人員確保とその資質の向上について二、三ただしたいと思っております。その点から、ひとつ特に沖縄の場合非常に気になることがございまして。いわゆる離島である、そしてしかも多島県である、しかも社会的、自然的条件も異なる沖縄である、こういう条件の沖縄では基幹作目の――基幹だけじゃありません、農作物が多岐に、多種類にいろいろと広がっております。それから技術の特殊性も他県と比べて違う点があるわけですが、そういう面からの研修の必要性が私は他県よりも非常に強いものがある。ところが、そういう必要性はありながら、実際には研修への参加の機会が他県に比較して制約されていくのではないかと、この心配が多分にあるわけなんです。その点に対する御配慮、見解いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) 沖縄の農業関係の普及職員は資質向上のための研修を沖縄農業の実態に合ったような形で行うことの重要性は、つとに私もそのとおり思っております。四十八年度以降研修を沖縄を対象として助成をした

り、あるいは国が実施をしたりしたものにつきましては、これは他県の研修とはやや性質を異にしておられます。まあ大ざっぱに申しますと、通常の県の倍くらいの密度で大きっぱに申せばやっておるというふうな現状かと思ひます。しかし、今後とも、私も特に農業関係の普及の職員の研修の充実を図るべきであるということについては特に痛感を感じておられますので、今後とも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、いまの問題に関連する人材確保の面からですが、これはなんといつても、人材確保の第一要件は待遇改善、適正な格づけであるいは国の補助金の単価の引き上げ、そうして実態の格差の是正、こういうことが的確に行われなければ、幾ら人材確保と言いましても来るはずはありません。これに対する政府のきちとした見解をお聞きしたい。

○政府委員(堀川春彦君) 私どもも普及職員の処遇の問題につきましては、優秀な人材を確保するという観点から大事な問題だというふうに思ひますので、従来いろいろな工夫できるところは工夫をいたしまして、主任専門技術員をつくるとか、そういうような形で対応をやつてまいりました。わけでございますが、現時点で全体的な案をいたしましては、私も、さしあたり問題になりまうのは普及手当の扱いということになるかと思ひ、わけでございますけれども、この点については、現時点での認識としては、他の比較し得べき職種との比較で見まして、特に経験年数、学歴等で同レベルにおいての比較ではこれはそう優秀がないという認識を持っておりますので、この点はしかし、今後とも私も真剣に事態の推移を見守つて、処遇の点についても気を配つて、改善方策等検討をする姿勢でございます。

○喜屋武眞榮君 普及職員の給与は一般行政職になつておるようですが、普及職員の機能あるいは職務の特殊性からしまして、現在は給与月額八割ですか、それから一二割の普及手当が支給されている、こういうあり方を改善する意図があるのかどうか。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほどそれに触れて申し上げたつもりでございますが、現時点において、他の比較するのが妥当だと思われる職種と比較してみまして、大きな優劣なしという判断でございまして、これは現時点で八割なり一二割の手当を増額するということとは考えておりません。なお、しかし、今後の事態の推移をよく見守つて、研究すべき点は研究し、総体としては改善を図るという気持ちで検討を図つていきたいということでございます。

○喜屋武眞榮君 じゃ、今度の改正の意図がそこまで質的にもねらつておるのでありますから、私は普及職員の機能や特殊性からしまして十分検討してしまふべきではないかと思つておるんですが……

次に、機動性の確保が、これがまた非常に大きな問題じゃないかと、こう思ふんです。そういう立場から、この裏づけとしての普及活動費あるいは運営費、これが相対的に少ないのではないかと、こう思ふんですが、聞くところによりますと、そういう少ないために時に自己負担もあるやに聞いておりますが、そういうことのないように思ひ切つて機動性を十分果たし得るところの裏づけ予算があつて初めて優秀な機能も発揮できるのである、能力も発揮できる、こう私は思ふんですが、その点いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) 普及員の機動力を増すために軽四輪車の整備等を計画的に進めておるわけでございますが、これにつきましては、沖縄も同様に四十七年から五十一一年までに二十四台のライトバンを設置したところでございまして、普及員約三・八名に一台ということになつております。全国平均で申しますと四・八名に一台でございまして、その意味ではやや平均よりも水準を上回つておるということが言えようかと思ひます。

て整備をしてきてまいつておるところでございまして、一応、線虫検査用の機材とか土壌検定の機材とか精度計というふうな沖縄の農業との関係の特を考慮した普及機材につきまして、五十二年度をもつて一応の計画は完了するということになつております。

○喜屋武眞榮君 じゃ、沖縄のおつしやいまして、最後に普及員が本場に名実ともにその能力を十分に発揮して、そして本場に効果あるものにしていくためには、地域の実情に即した適正な普及員の配置が最も大事であるということはいまさら申し上げるまでもありません。そういう立場から、特に最近における沖縄農業の動きあるいはあり方については御存じと思いますが、この自然条件を有効に活用していくという、いわゆる太陽エネルギーを最高度に利用、活用していくという、この方向に大きく伸びつつあることは御承知のことだと思ふんです。

具体的に申し上げますと、たとえば冬から春にかけての野菜あるいは葉たばこ、お茶、青切り温州ミカン、花卉、花木類、こういう沖縄独特の亜熱帯産物にふさわしい、農業にふさわしい、こういう内容がいま開かれつつありますが、これは沖縄でなければできないような特産あるいは高収益農産物の栽培が急速に伸びてきておることは非常にこれはいいことだと思つておるわけですが、ところが、これらの作目への対応に対して私は率直に申し上げて不満を申し上げたいんです。それは先ほどの質問とも関連しますが、この指導員の未設置ですね。たとえば葉たばこ、そして飼料作物と草地改良、果樹、花卉、それから特に最近乳牛が非常に盛んになりつつあります。養鶏、こういう面からの専門技術員の配置がなされてないのではないかと、このことを強く指摘したいんですが、どうですか。

○政府委員(堀川春彦君) 沖縄県では、先生のおつしやとおりの、特殊の気象条件等を活用いたしました作物のこれからの伸びというものが考えられるわけでありまして、現在、冬、春野菜といった

しましてレタスとかサヤインゲン等、あるいはまた花につきましてもこの土地に適しております。ラジオラスやテッポウユリ球根などの生産の振興がもくろまれており、これにつきましても技術指導、経営指導につきましては、それぞれ普及員が担当してやつておるものと認識をしております。

ただ、先生おつしやつたように、葉たばこの関係はこれは最近急速に伸びつつございましてけれども、生産技術面の指導は主として専売公社の技術指導員が当たるといふ体制になつておりますので、私どもの普及事業の方の農業の改良普及員は主として経営面での指導をやるというふうに、機能分担をして当たつておるところでございます。

これは今後ともそういうことで行くのではないかと、いふふうに思つておりますが、そこで先生おつしやいます野菜でございまして、か、花卉、果樹等、専門担当の普及員の数も足りないし、質も向上する必要があるというの、私もそう思つておるわけでございますが、よくその点は県とも相談をいたしまして、今後の方向について適切な指導をすることについてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 特別の、特段の御配慮をお願いしまして、時間のようでありますので、これに対するひとつ農林省の態度を表明してもらつて終わりたいと思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 御趣旨を体して善処してまいりたいと思ひます。

○委員長(橋直治君) 速記を中止願ひます。

〔速記中止〕

○委員長(橋直治君) 速記を起してくだされ。他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農業改良助長法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案が委員長の手元に提出されておりますので、これを議題とし、便宜、私から案文を朗読いたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業事情の著しい変化に対応し、地域農業の実情をふまえた農業生産体制の整備を促進するとともに、農業後継者の育成確保、農業技術及び農民生活の改善向上に資するよう、本法の施行にあたっては、左記事項を検討し、その達成を期すべきである。

記

一、協同農業普及事業の役割を明確にするとともに、その整備強化の一層の推進を図り、これに対する国庫助成の強化に努めること。

二、農業後継者を育成確保する観点から、農業教育の充実を図るとともに、本法の対象となる農民研修施設については、施設の計画的な開設、施設整備予算の確保、実践的研修教育の充実を努めること。

なお、農民研修施設設置の指導職員に改良普及員を充てるに当たっては、普及組織全体の運営に十分配慮して行うものとする。

三、普及事業と市町村、農業委員会、農協等との連携を密接にするため、農業改良普及推進協議会等の機能を十分活用して地域の実情に即した普及活動が行われるように努めるものとする。

また、農民と密着した普及指導を進めるため、普及所の活動体制の強化、機動力の整備

等に努めること。

四、普及事業と試験研究機関との連携の強化に一層配慮するとともに、専門技術員の資質の向上、指導活動の強化に努めること。

また、農業技術の高度化に伴い試験研究予算の積極的な確保・充実に努めること。

五、普及組織の機能を強化する見地に立ち、都道府県における所要の普及職員の設置数の確保等を強力に指導すること。

六、普及職員に対する処遇の改善、計画的な研修等を一層促進すること。

七、生活改善普及事業については、特に農業生産と生活の調和、農民の健康生活管理、生活環境の改善等を積極的に推進することに重点を置きつつ、その拡充強化に努めること。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木農林大臣) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、十分努力してまいり所存でございます。

○委員長(橋直治君) 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

すので、これを議題とし、便宜、私から案文を朗読いたします。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業経営の改善、農業後継者の育成助長等を積極的に推進するため、農業改良資金制度の実効ある運営に努めるべきである。

特に技術導入資金の特認事業については、地域農業の実情に対応した適切な運用を図るとともに、農業後継者育成資金の部門経営開始資金については、資金の性格及びその運用の実態に十分配慮しつつ貸付限度額の引上げ、償還期間の延長等貸付条件の改善を検討すべきである。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木農林大臣) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、最善の努力を尽くす所存でございます。

○委員長(橋直治君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案

一、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、食糧備蓄法(仮称)の制定促進に関する請願(第一九二号)

一、沿岸漁場の開発整備に関する請願(第二九四号)

一、畜産物の輸入規制に関する請願(第二九九四号)

第二九二号 昭和五十二年四月五日受理

食糧備蓄法(仮称)の制定促進に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

紹介議員 鈴木 省吾君

世界的な食糧需給のひび迫基調の続く中で我が国の食糧自給体制を確立し、国民食糧の安定的供給の確保を図るため、食糧自給計画を策定するとともに、主要食糧の備蓄のための食糧備蓄法(仮称)の制定を促進されたい。

第二九三三号 昭和五十二年四月五日受理

沿岸漁場の開発整備に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

紹介議員 鈴木 省吾君

動物性たんぱく質の過半を水産物に依存している我が国にとつて、漁業の振興による魚類たんぱく食糧源の安定的供給の確保を図ることが強く要請されているが開発途上国に加えて米国、カナダ、ソ連等においても二百海里漁業専管水域が設定され、我が国漁業を取り巻く諸情勢は極めて厳し

く、沿岸漁場の開発整備は緊急の課題となつてい
る。

第二九九四号 昭和五十二年四月五日受理

畜産物の輸入規制に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

畜産経営の安定を図るため、畜産物の輸入にあた
つては長期的視点にたつて国内生産を圧迫しない
よう配慮するとともに、畜産振興のための恒久的
対策を講ずるよう強く要望する。

昭和五十二年五月十日印刷

昭和五十二年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局